

—— 高山村こども計画 ——

第3期子ども・子育て支援事業計画
子どもの貧困の解消に向けた対策計画

(令和7年度～令和11年度)



令和7年 3月
群馬県 高山村

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の対象	3
5 計画の期間	4
第2章 子ども・子育てをめぐる高山村の現状	5
1 統計からみた現状.....	5
2 子育て支援サービスなどの現状	11
3 アンケート調査からみる現状	17
4 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況.....	29
第3章 計画の基本的な考え方	32
1 基本理念.....	32
2 基本目標.....	32
3 教育・保育提供区域の設定	33
4 施策の体系	33
第4章 計画の推進方針	34
基本目標1 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援.....	34
基本目標2 専門的な知識や技術を要する支援	46
基本目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進	50
第5章 計画の推進体制と進捗管理	51
1 計画の推進体制	51
2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保.....	51
資 料 編	53
1 計画策定の経緯	53

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

我が国では急速な少子化が進行しており、また子育てに関する孤立感や負担感の増大など、子育てをめぐる課題が山積しています。このような状況を受けて、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

しかし、少子化の背景には、経済的な不安定さ、仕事と育児の両立の難しさ、さらに家事や育児の負担が依然として女性に偏りがちな状況など、多くの要因が絡み合っています。こうした問題は、我が国の社会の根幹に関わる喫緊の課題であり、社会全体で改めてその深刻さを認識する必要があります。

そのような中、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、これに基づく「こども大綱」が策定されました。「こども大綱」は、これまで個別に推進されてきた「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の3つの指針を統合し、子ども・若者施策の基本方針や重要事項を一元的に定めたものです。また「こども大綱」では、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

高山村では、平成27年3月に子どもの健やかな成長と次世代育成支援の促進を目的とした「高山村子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期高山村子ども・子育て支援事業計画」(以下、「2期計画」という。)を策定し、子ども・子育て支援を推進してきました。

この度、令和6年度で2期計画が最終年度を迎えることから、「第3期高山村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。また、こども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、「子どもの貧困の解消に向けた対策計画」を併せた「こども計画」として本計画を策定します。本村は、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

2 計画の目的

【子ども・子育て支援事業計画】

子ども・子育て支援事業計画は、幼児教育・保育の「量」と「質」の向上に加え、子ども・若者の健全な育成や支援が必要な家庭への支援を通じて、次世代を担う子どもや若者の成長を社会全体で支えることを目的としています。

子ども・子育て支援法は、地域社会での協働の下、幼児期の学校教育、児童福祉、母子保健及びその他子育て支援での環境整備など、次世代育成に関わる施策の推進を求めており、高山村では、「こどもの視点を大切にした次世代育成の支援」を推進するため、各種施策に取り組んできました。令和6年度で2期計画が終了するため、少子化対策と子育て支援を引き続き重要施策とし、「第3期高山村子ども・子育て支援事業計画」策定します。

【子どもの貧困の解消に向けた対策計画】

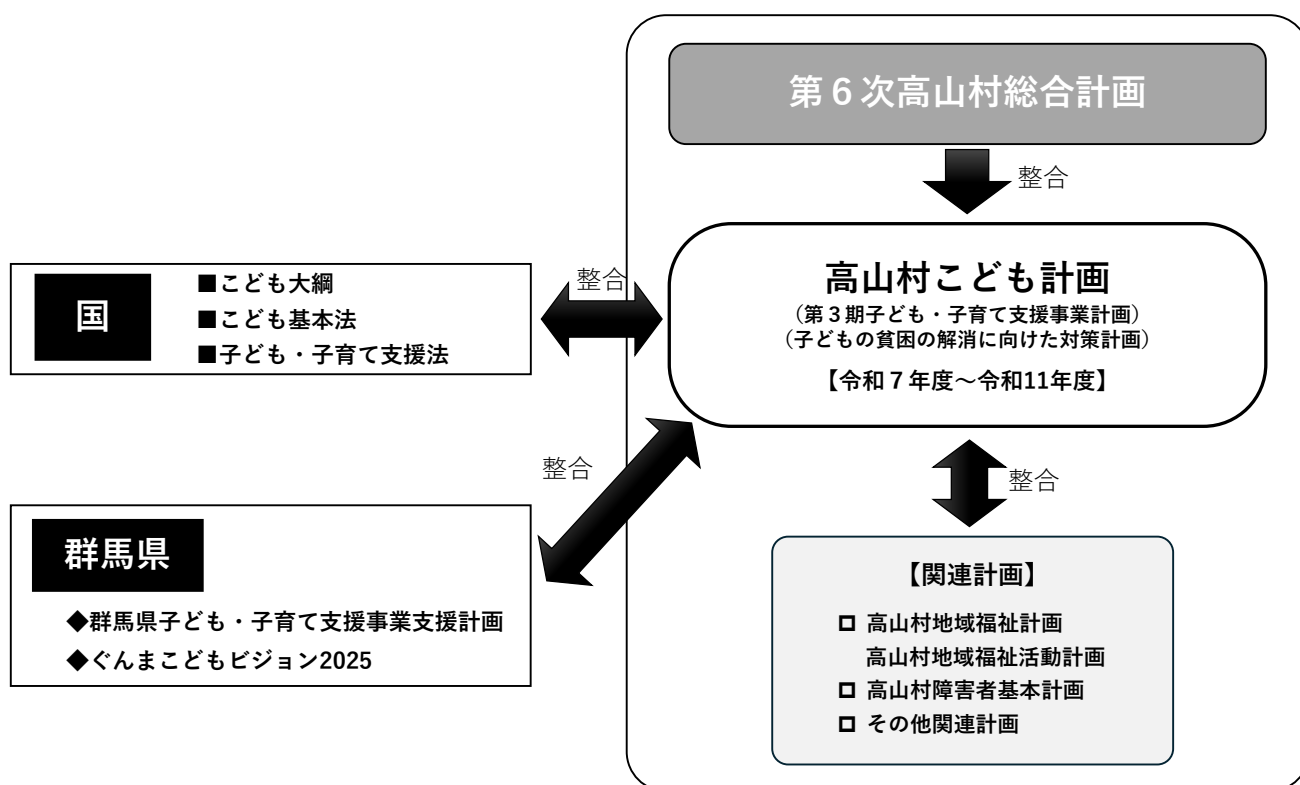
「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」は、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定に基づき策定するものです。子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、子どもの教育機会の均等などを目的としています。令和6年6月の改正では、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称が変わり、子どもの現在の貧困解消のみならず、子どもの将来の貧困を防ぐことも推進することとされました。

この度、こども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難をこどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、高山村では子どもの貧困を取り巻く状況を踏まえて各種施策を推進し、子どもの貧困の解消に向けた取組を総合的に展開していきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、群馬県が策定する「群馬県子ども・子育て支援事業支援計画」や「ぐんまこどもビジョン 2025」、村の上位計画である「第6次高山村総合計画」及び他の関連計画も含めて整合性を図りながら、各種施策を推進します。

また本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するとともに、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」を内包した計画とし、「こども基本法」による「自治体こども計画」として位置付けます。



4 計画の対象

本計画の対象は、高山村に居住するすべての子どもと子育て家庭、地域で子育て支援に携わる住民とします。

5 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、これらの計画の期間において、子育てを取り巻く状況に大きな変化や制度変更が生じた場合は見直しを行うなど柔軟に対応することとします。

R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
第2期高山村子ども・子育て支援事業計画									
				計画 策定	高山村こども計画				

子ども子育て支援に関する国の動向について

◆子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案

「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を実行するため、子育てに関連する経済的支援を強化すること、全ての子ども・子育て世帯への支援を拡大すること、また共働き・共育ての推進を支える施策を実施するために必要な対応を講じることが求められています。

◆こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」の概要

全ての子ども・子育て世帯を対象に、切れ目のない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育てを推進するための総合的な対策を進めることが掲げられています。この「加速化プラン」は、今後3年間にわたる集中的な取り組みを指しています。

◆育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び

次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の概要

男女が仕事と育児・介護を両立できるよう、子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための施策強化、育児休業取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援策の推進・強化、さらに介護離職を防ぐための仕事と介護の両立支援制度の充実などが改正されました。

◆子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正

令和6年6月の改正で「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称が変わり、基本理念に「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記されました。

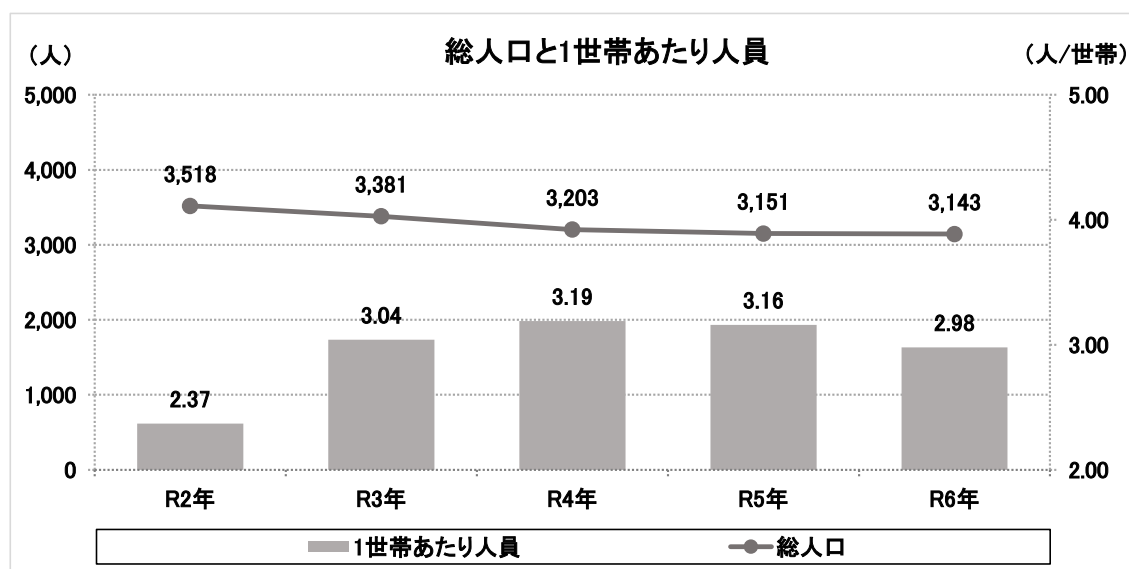
第2章 子ども・子育てをめぐる高山村の現状

1 統計からみた現状

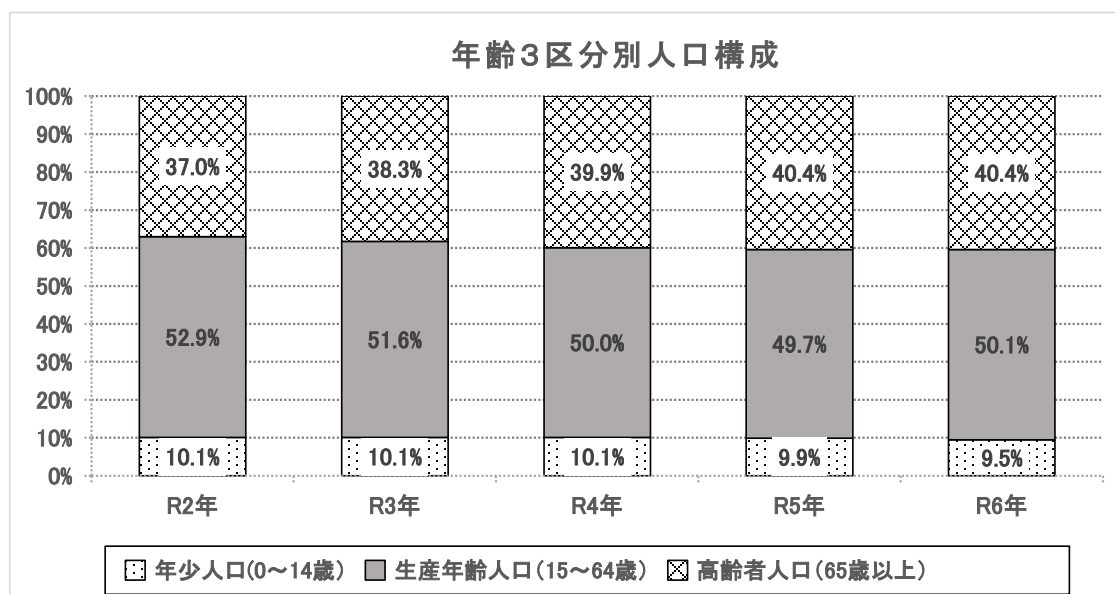
(1) 人口の推移

本村の総人口は減少傾向にあり、令和6年では 3,143 人となっています。また、1世帯あたりの人員をみると、令和2年は新型コロナウイルスの影響により低くなっていますが、その後は増加し3人/世帯前後で推移しています。

年齢3区分別人口構成をみると、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)は減少傾向にあり、高齢者人口(65歳以上)は増加傾向にあります。



資料:群馬県統計情報提供システム-移動人口調査(各年10月1日)

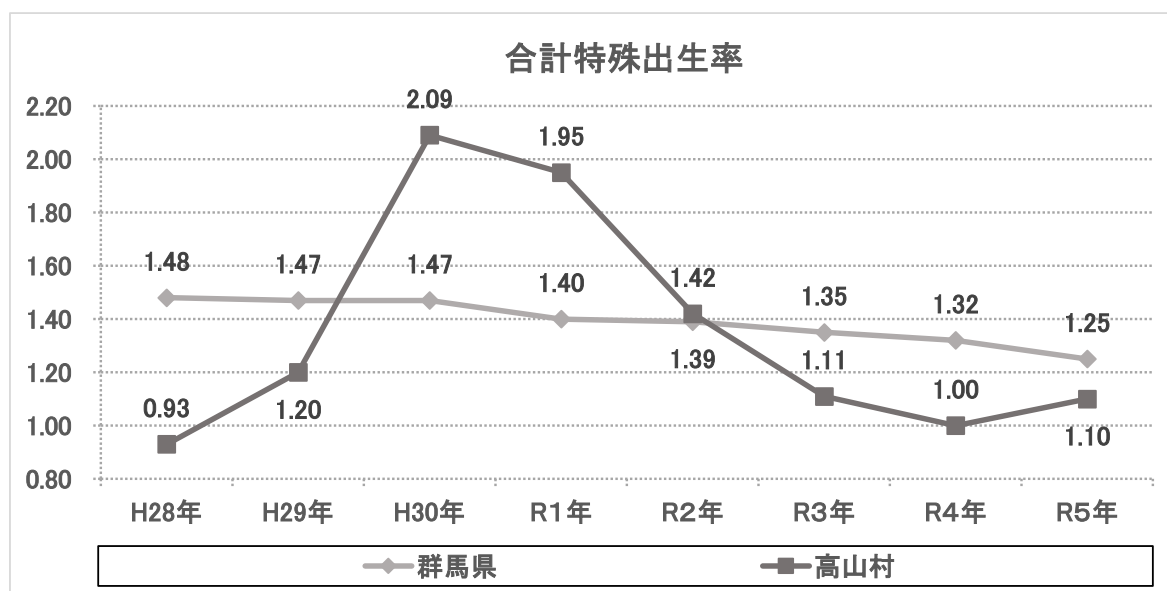
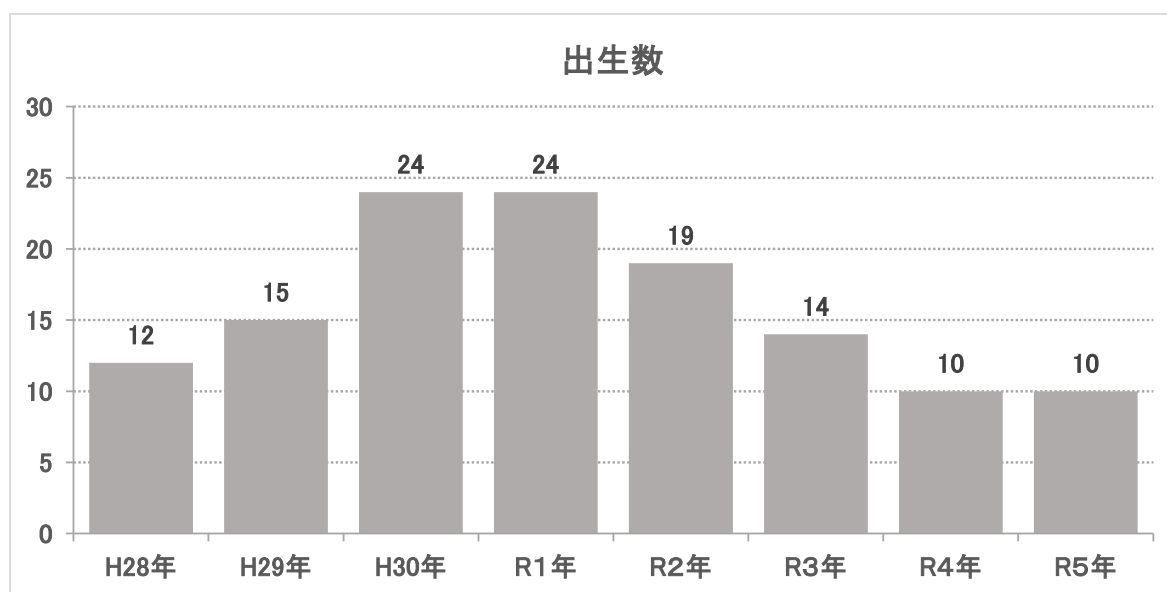


資料:群馬県統計情報提供システム-群馬県の年齢別人口(各年10月1日)

(2) 出生の動向

本村の出生数をみると、平成30年及び令和元年は24人でしたがその後は減少し、令和4年及び令和5年は10人となっています。

また、合計特殊出生率をみると平成30年及び令和元年は2.0前後と群馬県や全国と比較しても高くなっておりましたが、その後は減少し近年では1.0前後で推移しており、群馬県や全国より低い値となっています。

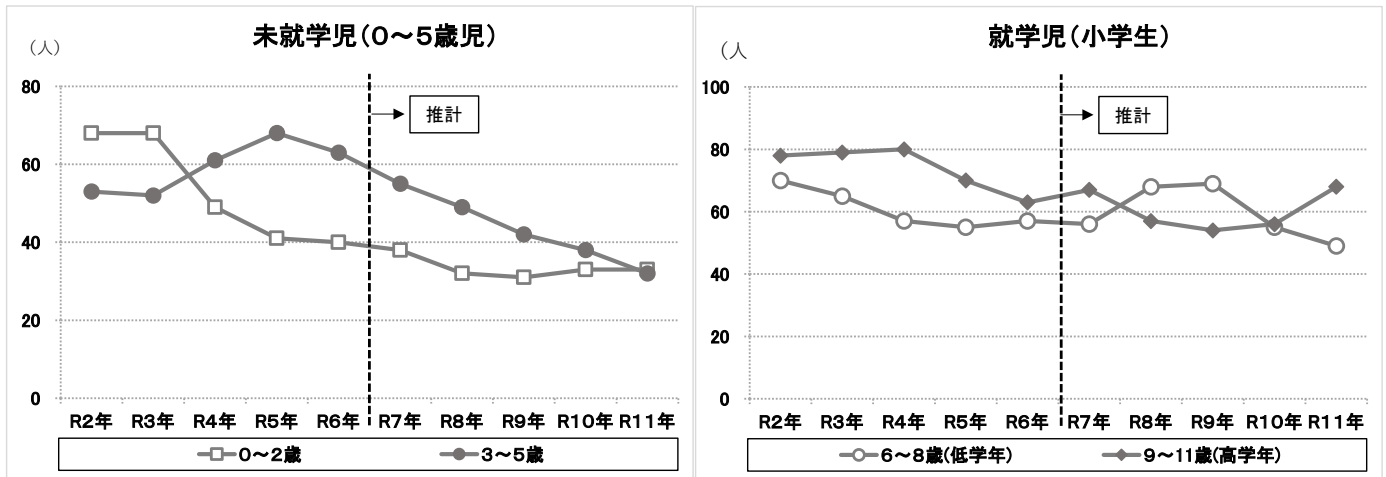


区分	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
全国値	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20

資料：群馬県保健福祉統計年報

(3) 人口推計

本村の令和7年から令和11年までの人口推計をみると、未就学児の3～5歳は減少が続き、0～2歳は令和7年から令和8年にかけて減少しますが、その後横ばいで推移する見込みです。就学児は6～8歳が令和9年まで増加傾向で推移し、その後は減少すると見込まれています。また、令和11年の0歳児をみると、11人と予測されています。

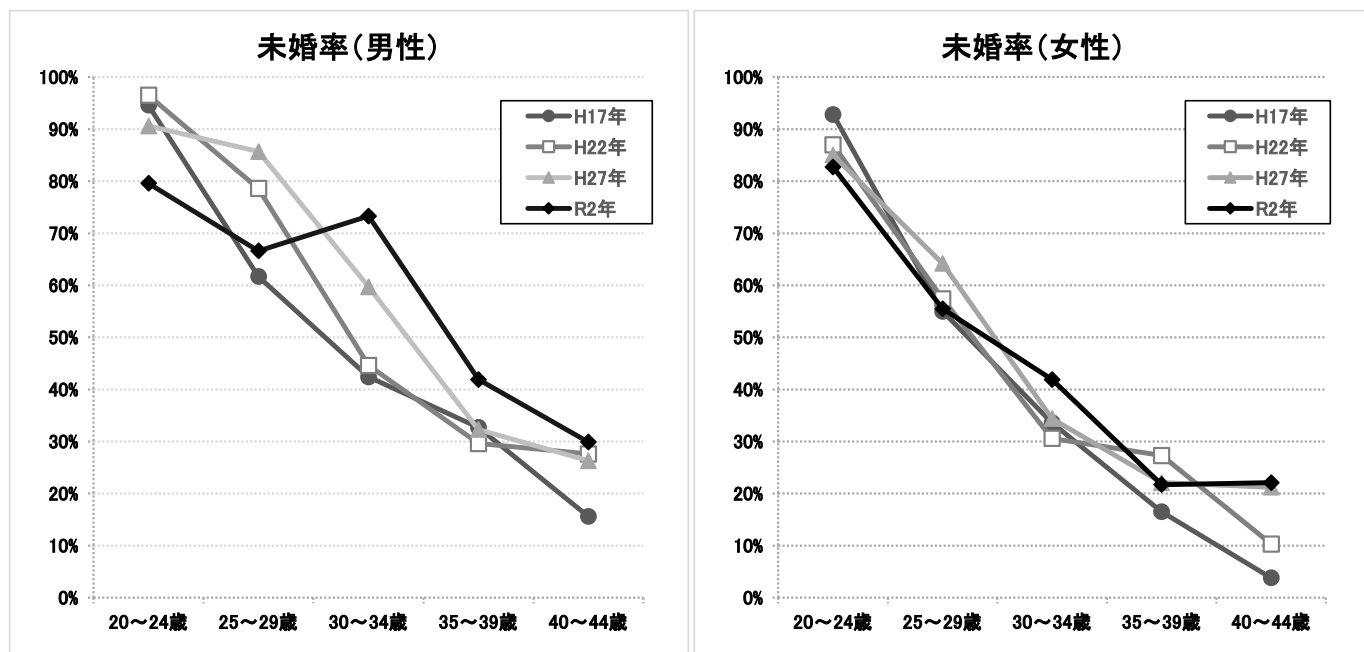


区分	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
0歳	9	11	11	11	11
1歳	12	9	11	11	11
2歳	17	12	9	11	11
3歳	13	17	12	9	11
4歳	19	13	17	12	9
5歳	23	19	13	17	12
6歳	27	23	19	13	17
7歳	18	27	23	19	13
8歳	11	18	27	23	19
9歳	25	11	18	27	23
10歳	21	25	11	18	27
11歳	21	21	25	11	18

資料：コーホート変化率法による推計

(4) 婚姻の動向

国勢調査によると、本村の男性の未婚率は上昇傾向にあります。特に30～34歳の男性は、平成17年と比較すると未婚率が30.9ポイント上昇しています。女性は経年で大きな変化はみられないものの、40～44歳の階層についてみると平成17年では3.8%でしたが、令和2年には22.1%と18.3ポイント上昇しています。



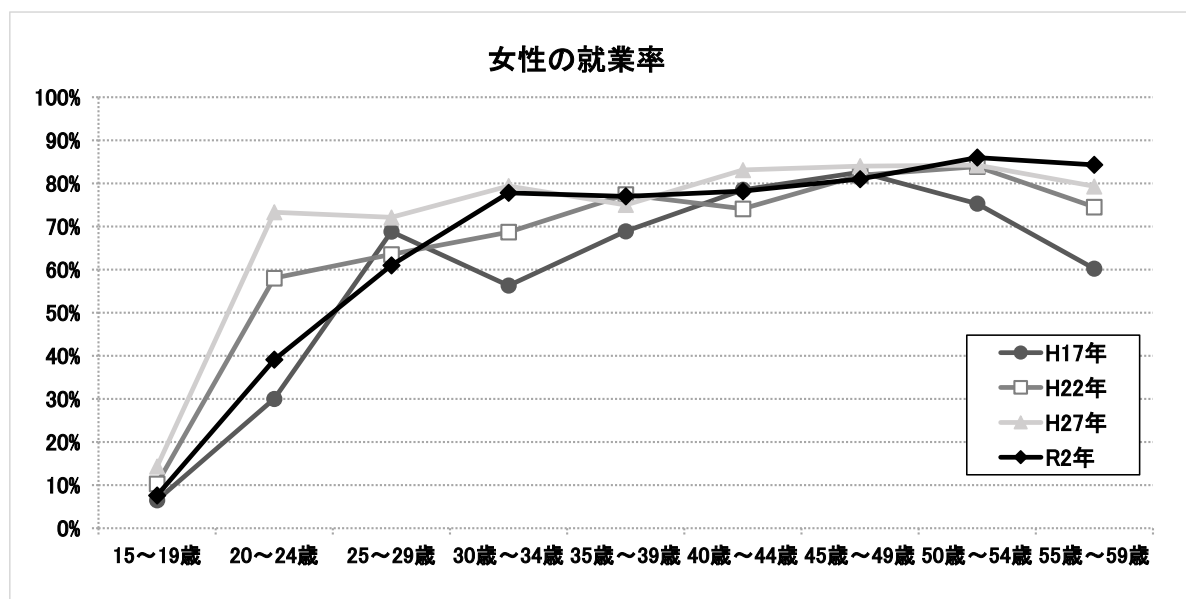
男性	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
H17年	94.6%	61.7%	42.4%	32.7%	15.6%
H22年	96.5%	78.6%	44.6%	29.6%	27.6%
H27年	90.6%	85.7%	59.7%	32.3%	26.3%
R2年	79.6%	66.6%	73.3%	41.9%	29.9%

女性	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
H17年	92.8%	55.0%	33.6%	16.5%	3.8%
H22年	87.0%	57.4%	30.6%	27.3%	10.3%
H27年	85.0%	64.2%	34.4%	22.1%	21.2%
R2年	82.7%	55.5%	41.9%	21.7%	22.1%

資料：国勢調査

(5) 女性の就業状況

国勢調査から本村の女性の就業率をみると、結婚や出産を機にいったん仕事を離れ、子育てが一段落した後、再び就労することによる「M 字カーブ」を描く傾向が続いていました。例えば、平成17年は、年齢階級別にみると 30～34 歳がその底辺となっており、平成 27 年には 25～29 歳が底辺となっています。しかし、近年ではこの「M 字カーブ」の曲線が緩やかになっており、令和2年では50～54歳をピークとする山なりに近いカーブを描いています。

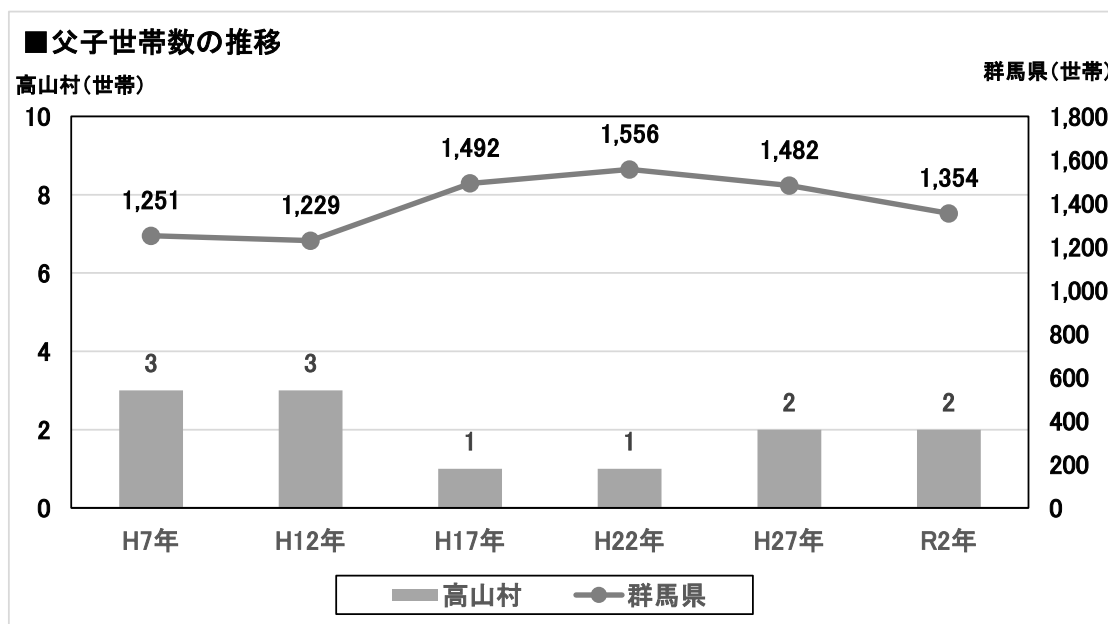
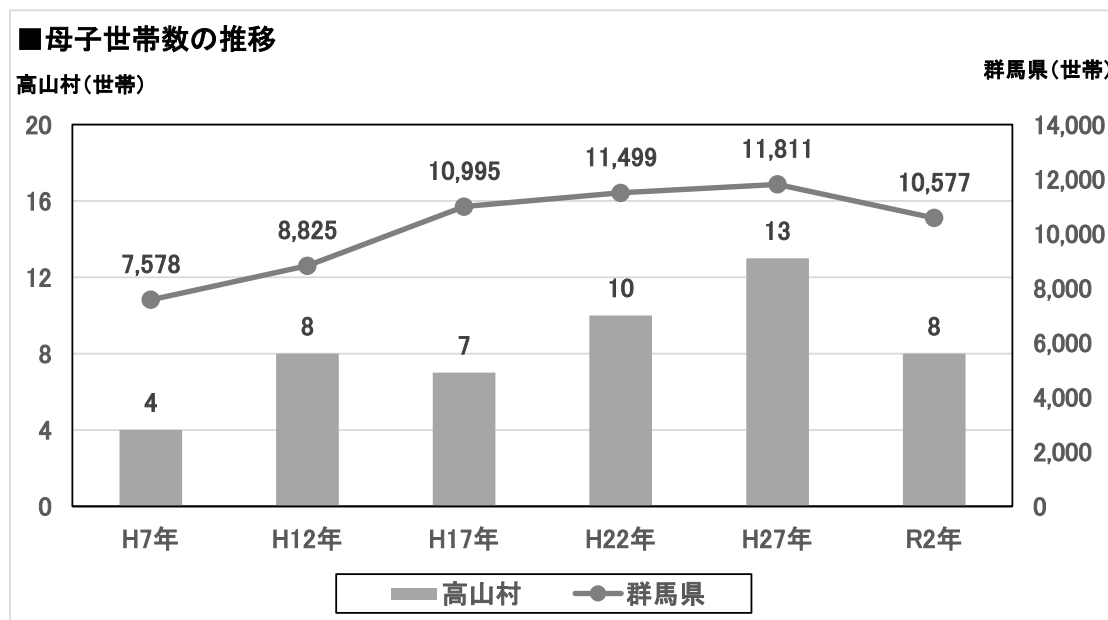


区分	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳
H17年	6.5%	30.0%	68.8%	56.3%	68.9%	78.5%	82.6%	75.3%	60.2%
H22年	10.3%	58.0%	63.5%	68.7%	77.4%	74.1%	81.9%	83.9%	74.5%
H27年	14.3%	73.3%	72.1%	79.4%	75.0%	83.1%	84.0%	84.2%	79.3%
R2年	7.6%	39.1%	61.0%	77.8%	77.0%	78.2%	81.0%	86.0%	84.3%

資料：国勢調査

(6) 母子・父子家庭の世帯推移

本村の母子家庭の推移をみると、平成7年から令和2年まで増減を繰り返しており、近年では平成27年の13世帯がピークとなっています。これは群馬県の母子家庭の推移と概ね同様の動きとなっています。また、父子家庭については、平成7年から令和2年まで1～3世帯で推移しています。



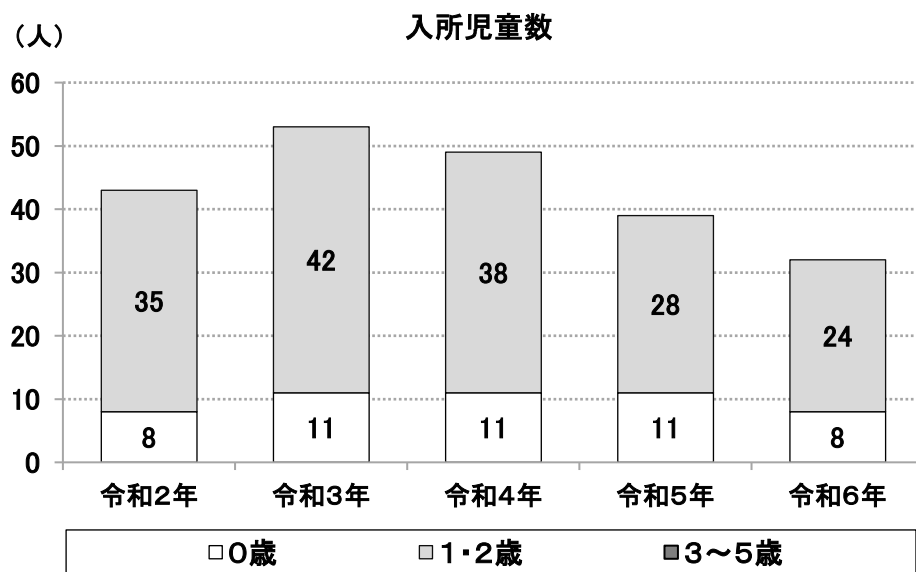
資料：国勢調査

2 子育て支援サービスなどの現状

(1) 保育所（園）などの状況

①保育所の入所児童数

本村の令和6年の保育所の施設数は、公立が1か所となっています。入所児童数は、令和3年以降減少しており、令和6年には32人となっています。また、充足率をみると令和3年には88.3%でしたが、それ以降は減少して推移しており、令和6年には53.3%となっています。



区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
公立 高山村保育所	定員(人)	60	60	60	60	60
	入所児童数(人)	43	53	49	39	32
	0歳	8	11	11	11	8
	1・2歳	35	42	38	28	24
	3～5歳	—	—	—	—	—
	充足率(%)	71.7	88.3	81.7	65.0	53.3

資料：教育課(各年3月31日現在)

②保育所待機児童数

本村では、国の定義による待機児童は発生しておりません。

●保育所待機児童とは【資料:子ども家庭庁「待機児童数調査より」】

保育所待機児童とは、保育所等の利用申込者数から、保育所等を実際に利用している者の数及び「除外4類型」※を除いた数としている。

※除外4類型：特定の保育所等のみ希望している者、求職活動を休止している者、育児休業中の者、地方単独保育施策を利用している者

③認定こども園の状況

本村の令和6年の認定こども園の施設数は、公立が1か所となっています。入所児童数は、令和3年の設立以降増加しており、令和6年には66人となっています。また、充足率をみると令和3年は46.7%でしたが、それ以降は増加して推移しており、令和6年には62.9%となっています。

※令和2年は幼稚園

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
たかやまこども園	定員(人)		105	105	105	105
	入園児数(人)		49	52	64	66
	充足率(%)		46.7	49.5	61.0	62.9

資料:教育課(各年5月1日現在)

④認可外保育施設等の状況

本村には、認可外保育施設等はありません。

(2) 子育て支援サービスの状況

①一時預かり事業の状況

一時預かり事業は、高山村保育所とたかやまこども園の2か所で実施しています。延べ利用人数は、近年増減を繰り返していましたが、令和6年度には495人と大きく増加する見込みとなっています。

※R6年度は見込み

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数(箇所)		2	2	2	2
延べ利用人数(人)		144	72	95	495

資料:教育課

②障害児保育事業の状況

障害児保育事業は、高山村保育所1か所で実施していますが、利用している児童はいません。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数(箇所)	1	1	1	1	1
延べ利用人数(人)	0	0	0	0	0

資料:教育課

③病児・病児後保育事業の状況

本村では、病児・病児後保育事業は実施していません。

④学童保育(放課後児童クラブ)の状況

放課後児童クラブは1か所で実施していますが、近年の利用児童数は増加傾向にあり、令和6年は77人となっています。

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1
入所児童数(人)	57	64	75	76	77

資料:教育課

⑤地域子育て支援センターの状況

地域子育て支援センターは1か所で実施していますが、延べ利用人数は近年減少傾向にあり、令和6年度は228人の見込みとなっています。

※R6年度は見込み

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1
延べ利用人数(人)	400	260	201	180	228

資料:保健みらい課

⑥ファミリー・サポート・センターの状況

本村では、ファミリー・サポート・センター事業は実施していません。

(3) 幼稚園の状況

本村では、令和3年度以降「幼稚園」から「認定こども園」に移行しています。

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
たかやまこども園	定員(人)	210				
	入園児数(人)	53				
	充足率(%)	25.2				

資料:教育課(各年5月1日現在)

（４）小学校・中学校の状況

①小学校の状況

本村の小学校は令和6年で1校あり、児童数は121人となっています。

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童数(人)	152	140	142	130	121
学校数(校)	1	1	1	1	1

資料:教育課(各年5月1日現在)

②中学校の状況

本村の中学校は令和6年で1校あり、生徒数は71人となっています。

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
生徒数(人)	81	87	80	76	71
学校数(校)	1	1	1	1	1

資料:教育課(各年5月1日現在)

（５）障害児通園施設の状況

本村では、障害児通園施設を利用している児童はいません。

(6) 児童虐待などの現状

①保健みらい課への相談件数

保健みらい課への相談件数は、近年では令和5年度が最も多く 4 件となっています。相談内容は「家庭環境(その他)」が多くなっています。

※令和 6 年度は見込み

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭環境(虐待)	0	1	0	2	0
家庭環境(その他)	2	2	0	2	0
保健相談	0	0	0	0	0
障害相談	0	0	0	0	0
非行相談	0	0	0	0	0
育成相談	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計(件)	2	3	0	4	0

資料:保健みらい課

②児童虐待認知件数

児童虐待認知件数は、近年では令和5年度が最も多く 4 件となっています。

※令和 6 年度は見込み

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	2	3	0	4	0

資料:保健みらい課

3 アンケート調査からみる現状

本計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援に関する「量の見込み」を算出するため、子育てに関する施設やサービスの「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するため、また本村の子どもの生活状況などを調べるためにアンケート調査を実施しました。

●調査期間

令和6年7月10日(水)～ 令和6年8月9日(金)

●調査方法

郵送配布・郵送回収

●調査対象者(配布数及び回収数)

- ・ニーズ調査(未就学保護者、小学生保護者)
- ・生活状況調査(中学生、16～18歳)

	配布数	回収数	回収率
ニーズ調査(未就学保護者)	112 件	41 件	36.6%
ニーズ調査(小学生保護者)	121 件	61 件	50.4%
生活状況調査(中学生)	74 件	27 件	36.5%
生活状況調査(16～18歳)	81 件	33 件	40.7%

アンケート調査結果の活用

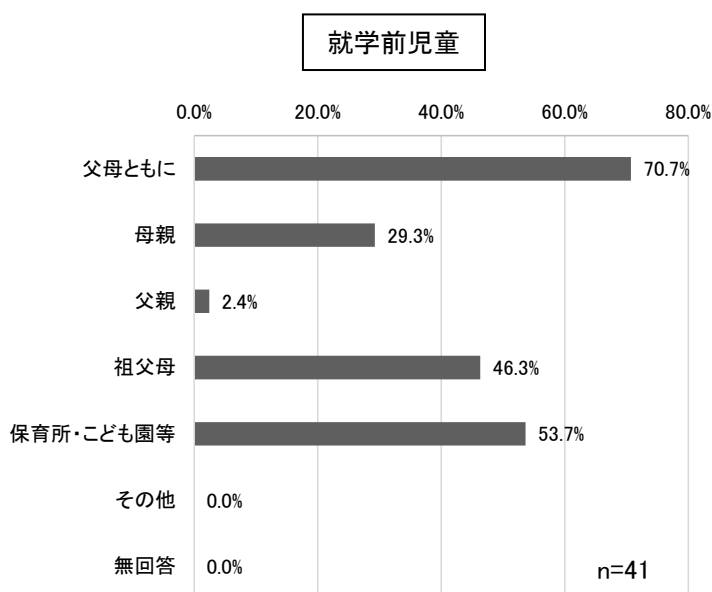
- ◆国必須設問を中心とした「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施
→本村のこれまでの事業実績、地域の状況やニーズ調査結果を検証し、本村における今後の各事業の見込量を設定
- ◆国作成の調査票を基にした「子どもの生活状況調査」を実施
→中学生から18歳までの児童・生徒の生活状況を把握し、本村の児童育成並びに貧困対策等に関する施策に反映

【ニーズ調査結果の概要】

（1）子どもの育ちをめぐる環境

①子育てや教育に日常的に関わっている人や施設について（複数回答）

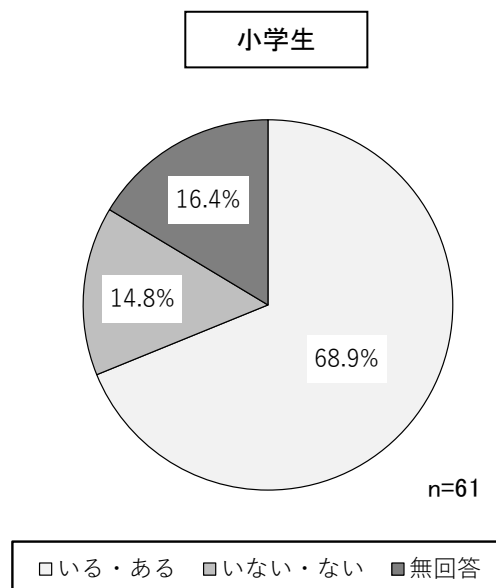
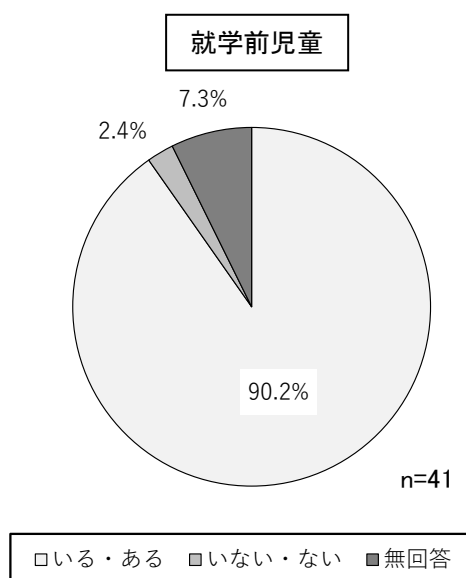
子育てや教育に日常的に関わっている人や施設については、「父母ともに」が70.7%と最も高く、「保育所・こども園等」の割合が53.7%で続いています。また、「母親」の割合が29.3%に対して、「父親」が2.4%と大きな差が出ています。



※n=〇〇は回答者（以下同様）

②子育てや教育をする上での相談相手の有無（単一回答）

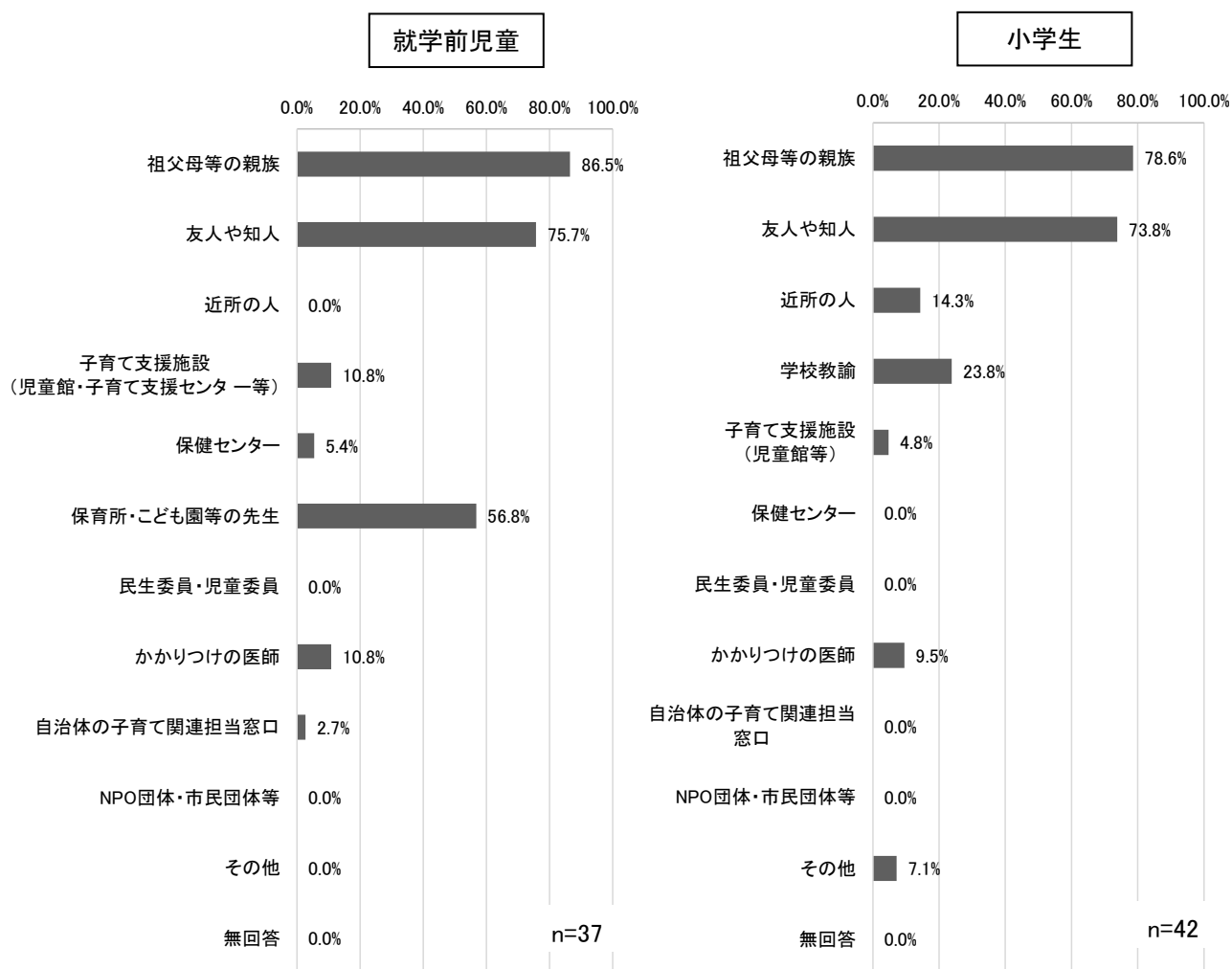
子育てや教育をする上で気軽に相談できる相手の有無は、就学前児童保護者は「いる／ある」の割合が90.2%、小学生保護者は「いる／ある」の割合は68.9%となっています。



③子育てや教育をする上での相談相手先(複数回答)

気軽に相談できる相手先については、就学前児童保護者は「祖父母等の親族(86.5%)」が最も高く、次いで「友人や知人(75.7%)」となっており、「保育所・こども園等の先生」の割合も56.8%と比較的高くなっています。

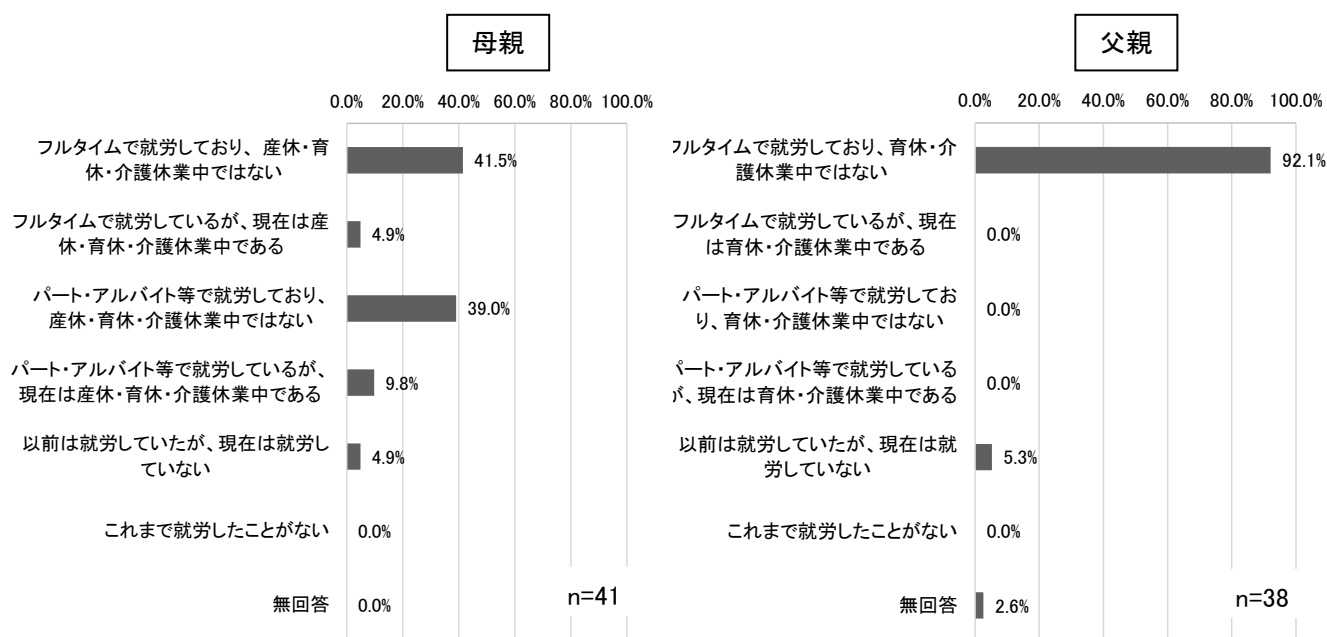
また、小学生保護者は「祖父母等の親族(78.6%)」が最も高く、次いで「友人や知人(73.8%)」となっており、「学校教諭」の割合も23.8%と比較的高くなっています。



(2) 保護者の就労状況と今後の就労希望

①保護者(就学前児童)の就労状況(単一回答)

就学前児童保護者の就労状況について、母親は産休中なども合わせた「フルタイムで就労」が46.4%、「パート・アルバイト等で就労」が48.8%となっています。父親は「フルタイムで就労」が92.1%と9割超がフルタイムで就労しています。



②保護者(就学前児童)の今後の就労希望(単一回答)

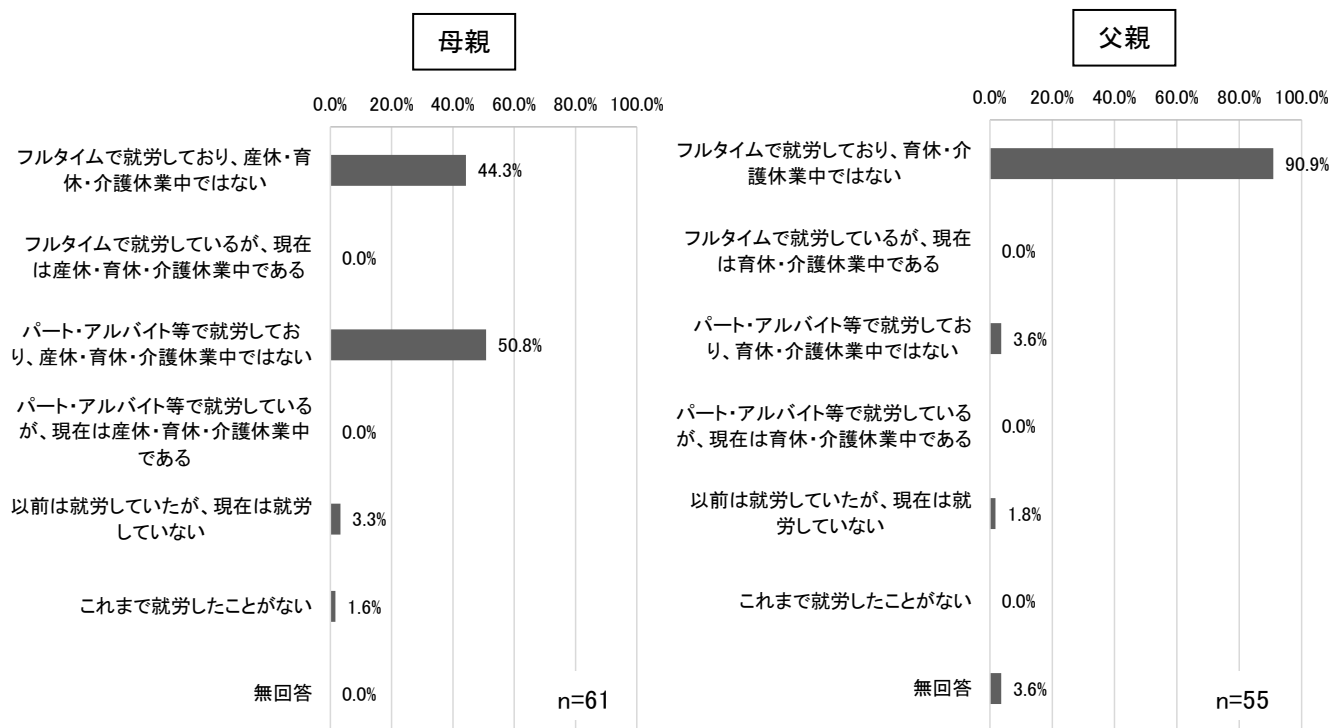
現在就労していない母親の就労希望については、「すぐにでも、もしくは、1年以内に就労したい」と、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」の回答が各50.0%となっています。

また、現在就労していない父親の就労希望については、「すぐにでも、もしくは、1年以内に就労したい」の回答が100.0%となっています。

※回答該当者が少ないためグラフを省略

③保護者(小学生)の就労状況(単一回答)

小学生保護者の就労状況について、母親は「フルタイムで就労」が44.3%、「パート・アルバイト等で就労」が50.8%となっています。父親は「フルタイムで就労」が90.9%、「パート・アルバイト等で就労」が3.6%となっています。



④保護者(小学生)の今後の就労希望(単一回答)

現在就労していない母親の就労希望については、「すぐにでも、もしくは、1年以内に就労したい」が66.7%、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が33.3%となっています。

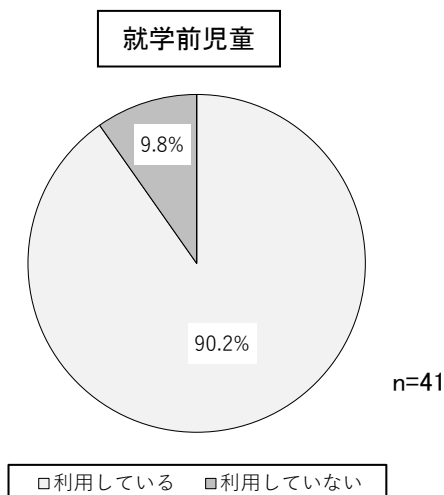
また、現在就労していない父親の就労希望については、「すぐにでも、もしくは、1年以内に就労したい」の回答が100.0%となっています。

※回答該当者が少ないためグラフを省略

(3) 教育・保育の利用状況と利用意向

①「定期的な教育・保育」の利用の有無(単一回答)

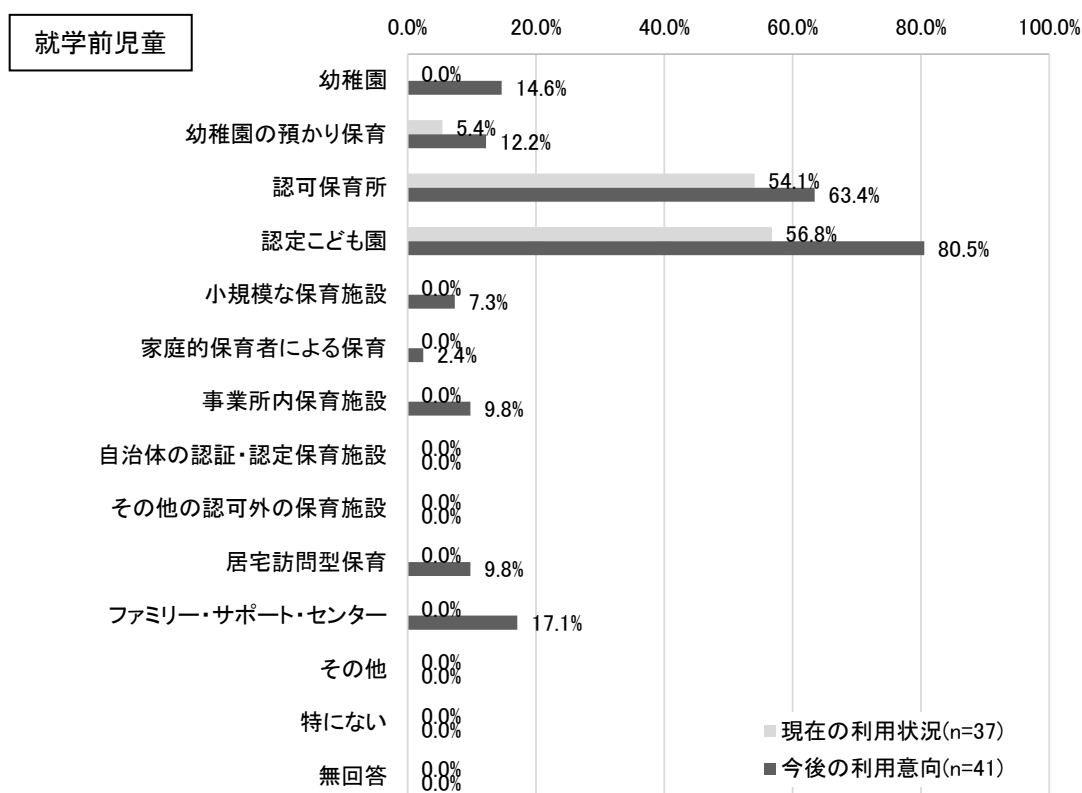
保育所やこども園などの定期的な教育・保育の利用状況は、「利用している」が90.2%に対し、「利用していない」が9.8%となっています。



②教育・保育の利用状況と利用意向(複数回答)

現在利用している教育・保育の種類では、「認定こども園」が56.8%と最も高く、次いで「認可保育所」が54.1%となっています。

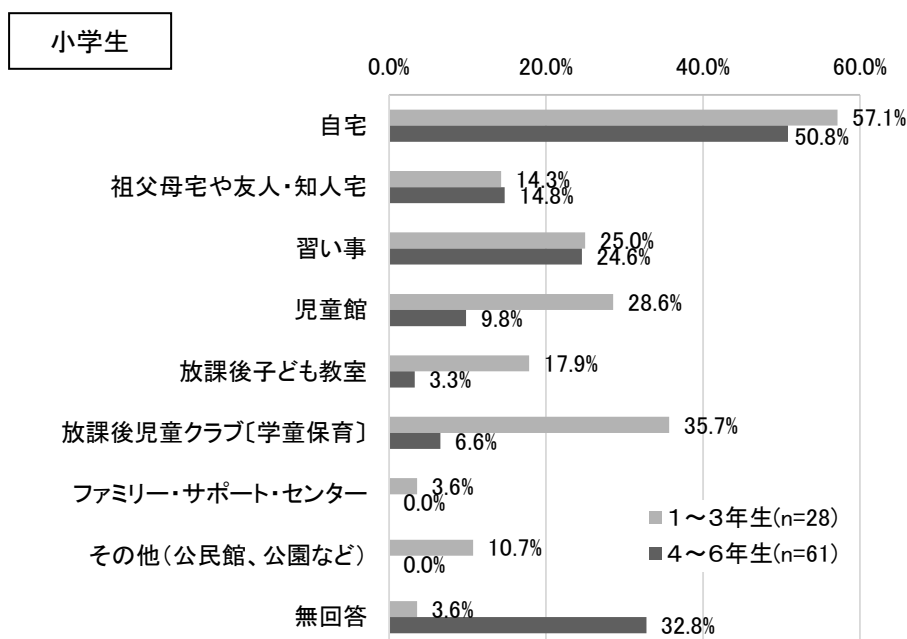
また、今後の利用意向では、「認定こども園」が80.5%と高くなっており、次いで「認可保育所」が63.4%となっています。「ファミリー・サポート・センター」も、現況の利用状況と比較すると利用意向が高くなっています



(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校就学後、放課後どのような場所で過ごさせたいかについては、低学年(1～3年生)では「自宅」が57.1%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が35.7%となっています。

また、高学年(4～6年生)では、「自宅」が50.8%と最も高く、次いで「習い事」が24.6%となっています。「放課後児童クラブ(学童保育)」は6.6%と低学年時と比較して減少しています。



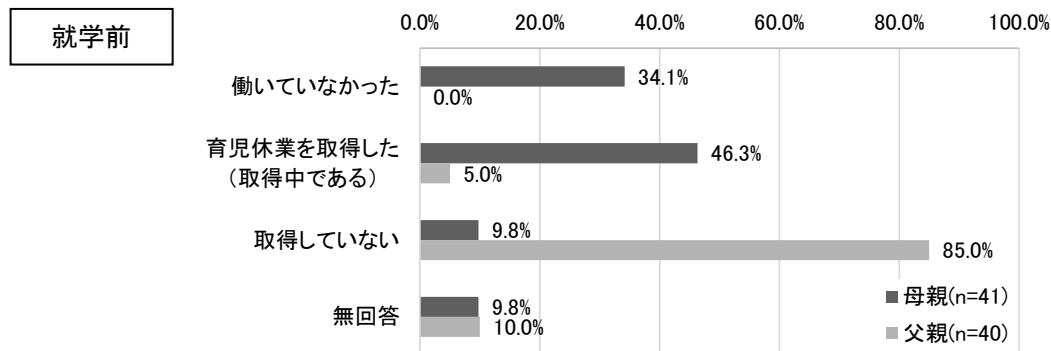
「放課後子ども教室」・・・地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

「放課後児童クラブ」・・・地域によって学童保育などと呼ばれています。保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

(5) 育児休業の取得状況について

①育児休業の取得状況(単一回答)

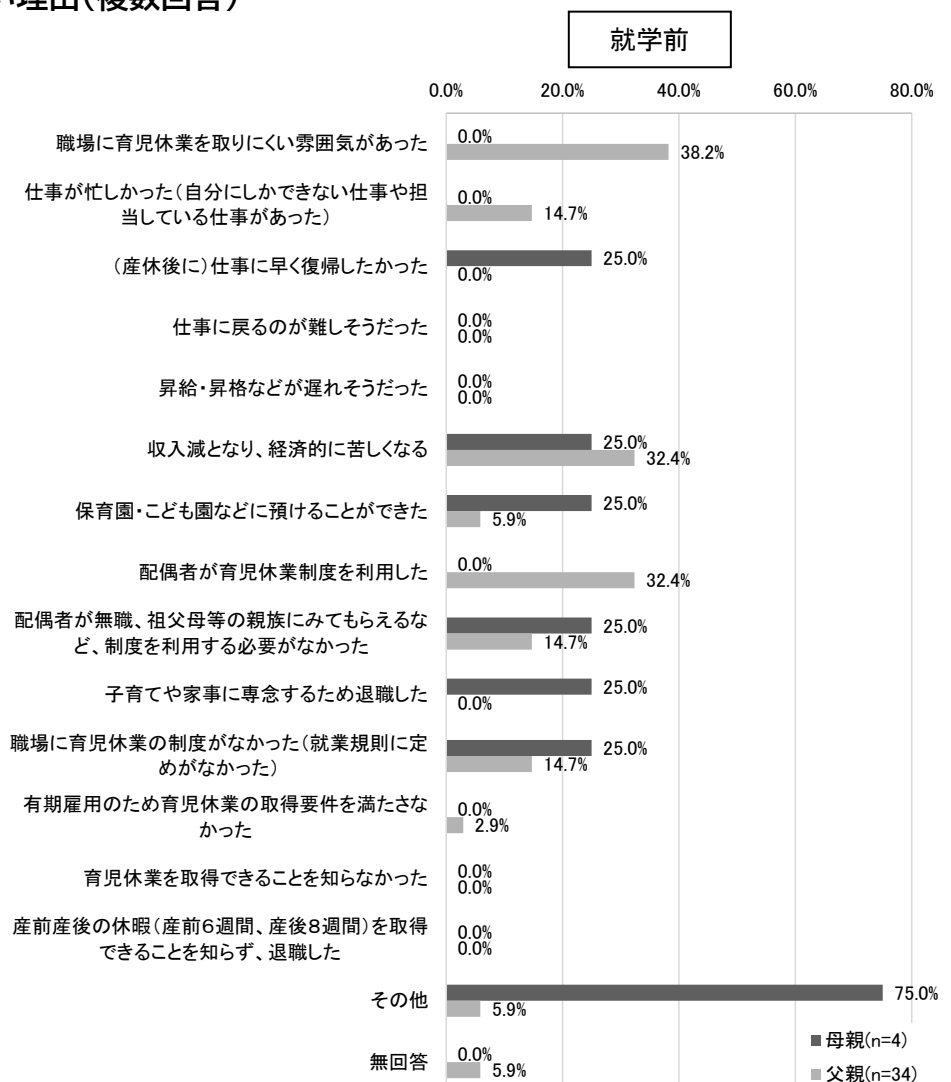
育児休業の取得状況については、母親は「取得した(取得中である)」が46.3%、「取得していない」が9.8%となっています。父親は「取得した(取得中)」が5.0%、「取得していない」が85.0%となっています。



②育児休業を取得していない理由(複数回答)

育児休業を取得していない理由は、母親は「(産休後に)仕事に早く復帰したかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」などの項目が各25.0%となっています。

父親は「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」38.2%と最も高く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」「配偶者が育児休業制度を利用した」が各32.4%となっています。

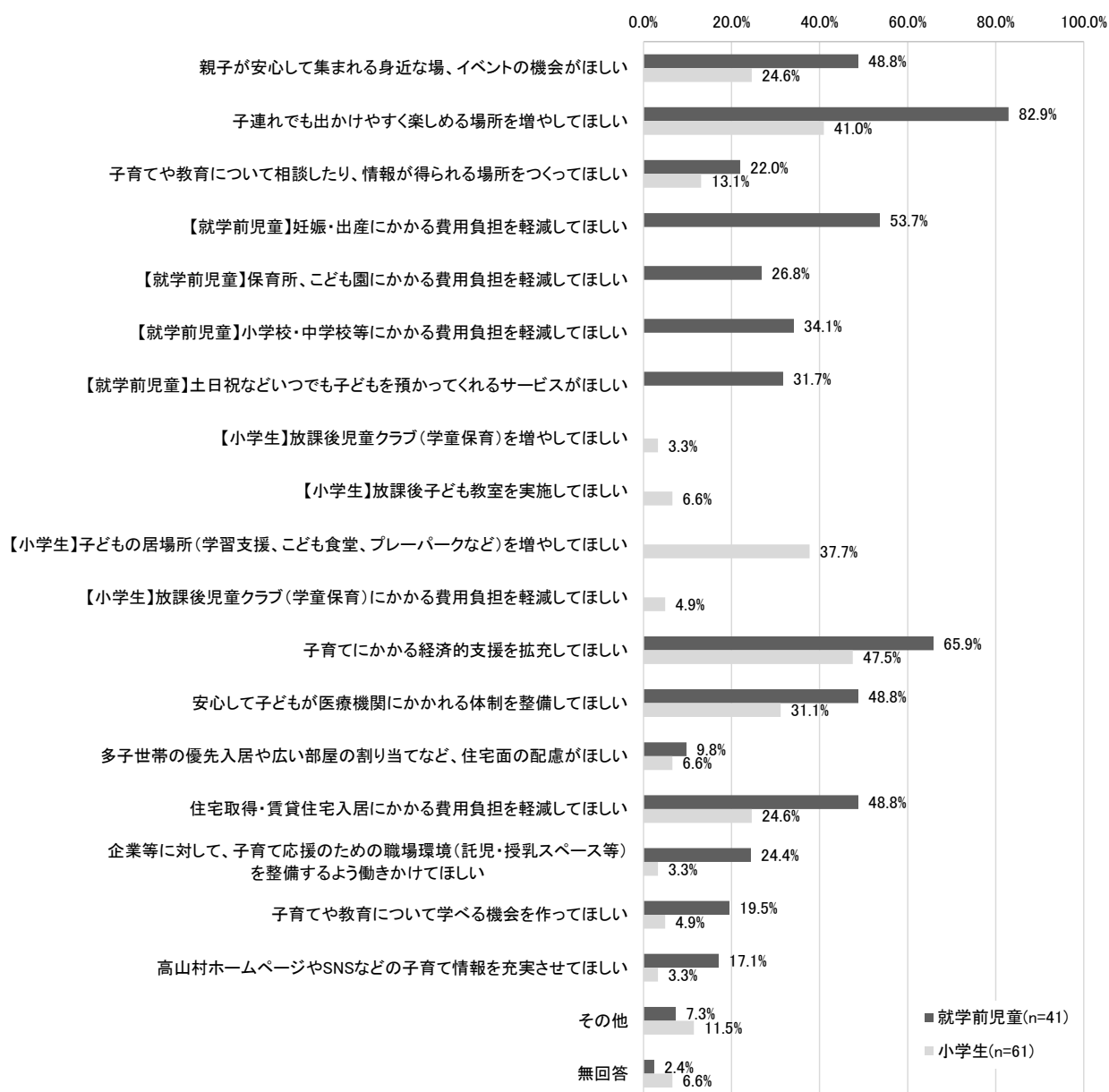


(6) 子ども・子育て支援について

①子育て支援について充実を図ってほしいこと(複数回答)

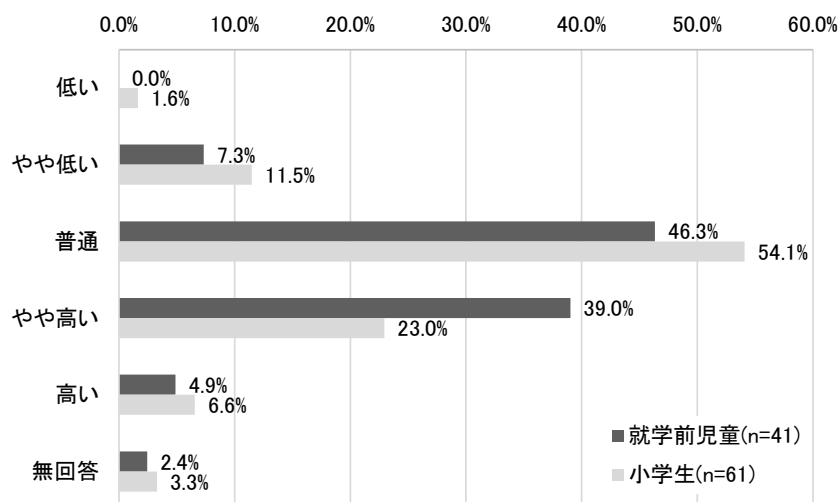
本村に対して、子育て支援について充実を図ってほしいことは、就学前児童保護者は「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が82.9%と最も高く、次いで「子育てにかかる経済的支援を拡充してほしい」が65.9%となっています。

小学生保護者は「子育てにかかる経済的支援を拡充してほしい」が47.5%と最も高く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が41.0%となっています。



②高山村における子育ての環境や支援への満足度

本村における子育ての環境や支援への満足度については、就学前児童保護者は「普通」が46.3%と最も高く、次いで「やや高い」が39.0%となっています。小学生保護者は「普通」が54.1%と最も高く、次いで「やや高い」が23.0%となっています。

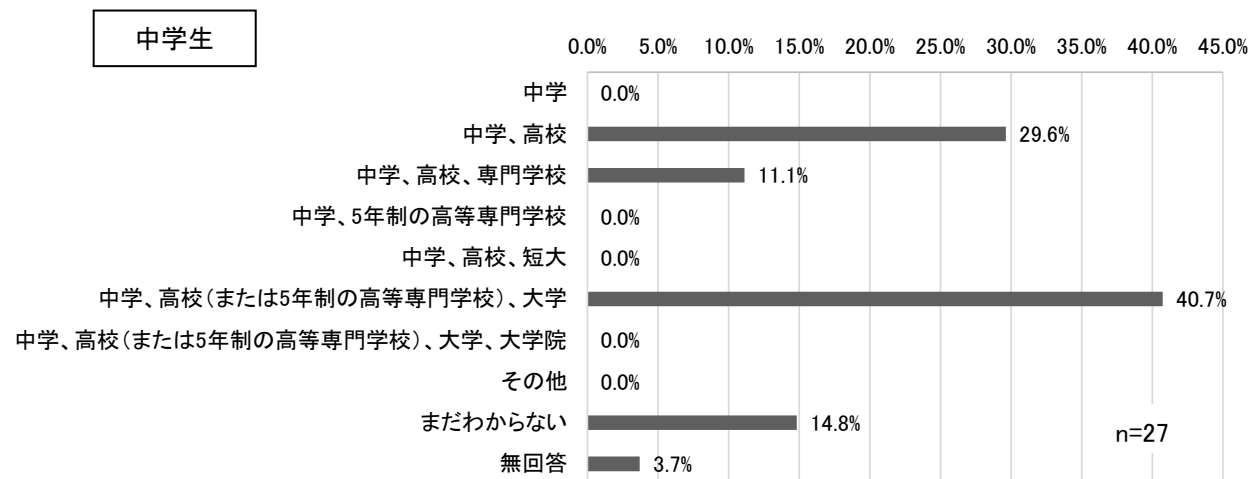


【生活状況調査結果の概要】

(1) 将来について

①進学先(単一回答)

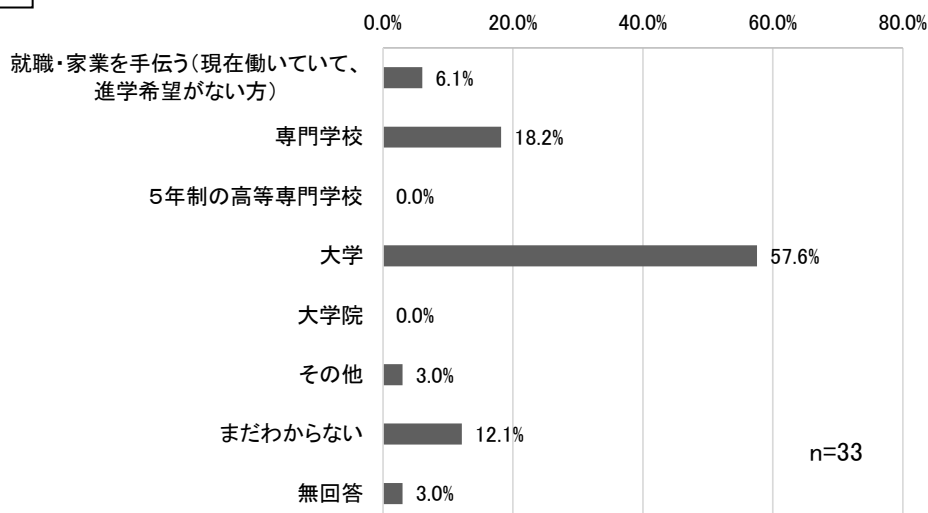
将来、どの学校に進学したいかについては、「中学、高校(または5年制の高等専門学校)、大学」が40.7%で最も高く、次いで「中学、高校」が29.6%となっています。



②今後の進路(単一回答)

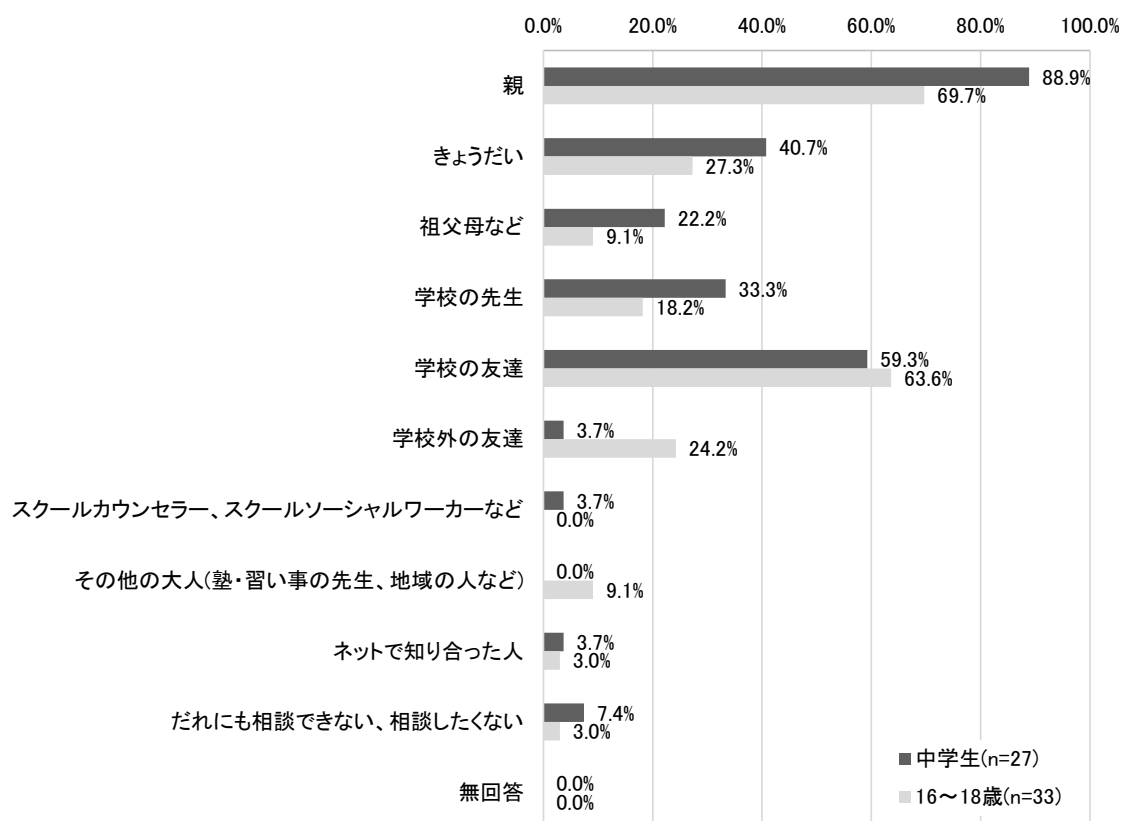
今後について、どのように考えているかについては、「大学」が57.6%で最も高く、次いで「専門学校」が18.2%となっています。

16～18 歳



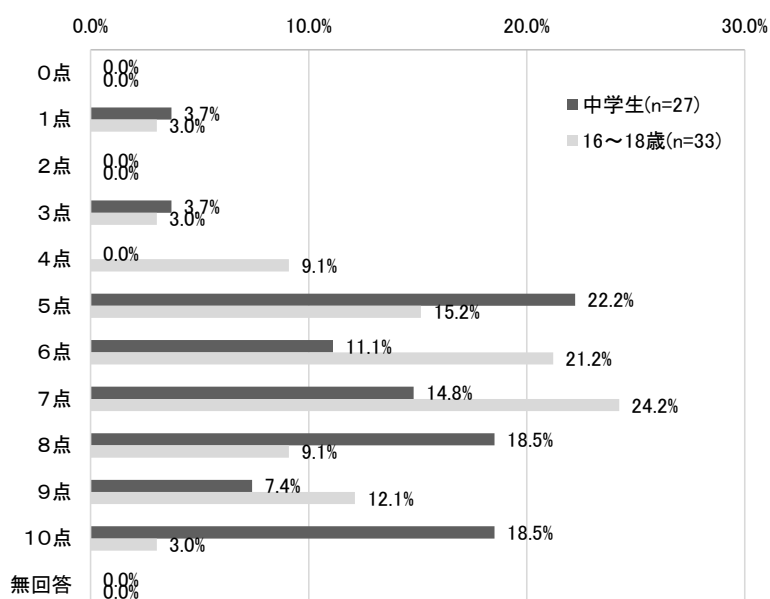
（２）相談できると思う人（複数回答）

困っていることや悩みごとがあるとき、相談できると思う人は、中学生は「親」が 88.9%で最も高く、次いで「学校の友達」が 59.3%となっています。16～18 歳は「親」が69.7%で最も高く、次いで「学校の友達」が63.6%となっています。



（３）生活の満足度（単一回答）

最近の生活に、どのくらい満足しているかについては、中学生は「5点」が 22.2%で最も高く、次いで「8点」「10点」が 18.5%で同値となっています。16～18歳は「8点」が24.2%で最も高く、次いで「7点」が21.2%となっています。



4 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

(1) 教育・保育施設の状況

●幼稚園(3～5歳児)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定	50	44	47	61	66
	2号認定	—	—	—	—	—
	小計①	50	44	47	61	66
実績	1号認定	53	5	1	3	3
	2号認定	—	44	51	61	63
	小計②	53	49	52	64	66

●保育所・地域型保育施設(0～5歳児)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2号認定	1	1	1	1	1
	3号認定	36	45	40	40	40
	小計①	37	46	41	41	41
実績	2号認定	0	0	0	0	0
	3号認定	43	53	49	39	32
	小計②	43	53	49	39	32

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

●利用者支援事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(箇所)	2	2	2	2	2
実績(箇所)	2	2	2	2	2

●地域子育て支援拠点事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人回)	400	400	400	400	400
実績(人回)	400	340	236	180	200

●妊婦健康診査

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	280	280	280	280	280
実績(人)	235	133	171	127	110

●乳児家庭全戸訪問事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	20	20	20	20	20
実績(人)	20	14	14	10	7

●養育支援訪問事業

本村では、養育支援訪問事業は実施していません。

●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

本村では、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は実施していません。

●子育て短期支援事業

本村では、子育て短期支援事業は実施していません。

●ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業)

本村では、ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業)は実施していません。

●一時預かり事業(在園児対象型を除く)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600
実績	0	0	0	0	179

●延長保育事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	0	0	70	70	70
実績(人)	0	0	48	29	18

●病児・病後児保育事業

本村では、病児・病後児保育事業は実施していません。

●放課後児童健全育成事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(低学年)	50	50	50	50	50
量の見込み(高学年)	6	6	6	6	6
量の見込み(合計)	56	56	56	56	56
実績(低学年)	49	57	45	46	47
実績(高学年)	8	7	30	30	30
実績(合計)	57	64	75	76	77

●実費徴収に係る補足給付を行う事業

今後も必要に応じて事業の実施を検討。

●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

今後も必要に応じて事業の実施を検討。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

変化を続ける現代のライフスタイルや経済状況に伴い、仕事や社会活動を継続しながらも、すべての子どもが健やかに育つためには、家庭での子育てを基本にしつつ、地域社会全体で支援していく必要があります。

高山村では、すべての子どもとその親が安心して過ごせるよう、第2期計画の「やすらぎの子育てができるむら」という理念を引き継ぎ、今後も子育て支援策を積極的に推進しています。

高山村子ども・子育て支援事業計画の基本理念

星 自然 やすらぎの子育てができるむら たかやま

2 基本目標

基本目標1 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援

少子化により子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、子どもたちが集団の異年齢の中で育つ機会が減少しています。また、核家族化や地域関係の希薄化などにより、祖父母など日々の子育てに対する助言や支援を得ることが困難であるなどの理由から、育児を行う家庭における子育ての負担感や不安感が増大しています。

このため、利用者のニーズを踏まえた教育・保育サービスの充実を図るとともに、子育てに関する相談体制を充実し、親同士の相談・交流の場の活性化を図るなど地域社会が積極的に子育てに関わりが持てる地域づくりを引き続き進めます。

基本目標2 専門的な知識や技術を要する支援

児童虐待防止、ひとり親家庭等の自立支援、障害児及びその家族などへの支援等、専門的な知識や技術を要する支援体制の強化を推進します。特に、深刻な社会問題である児童虐待に関しては、発生予防、早期発見・早期対応等の観点から、地域の協力、関係機関との連携及びネットワーク体制の強化を引き続き推進していきます。

基本目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進

共働き世帯が増加し人々の生き方が多様化する中で、子育てと仕事の調和を実現するためには、人生の各ステージ、特に子育て期において、多様で柔軟な働き方を選択できることが重要となります。また、仕事と育児を両立していくためには意識改革を含めた男性の働き方の見直しが必要となります。

事業者や村民一人ひとりが、仕事と生活の調和の重要性を理解し、働き方の見直し契機となるよう、引き続き理解の浸透を図ります。

3 教育・保育提供区域の設定

国が示す子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めることされています。

本村の、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、村全域1区域とします。

4 施策の体系

【基本理念】

星 自然 やすらぎの子育てができるむら たかやま

基本目標1 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援

- 1 教育・保育施設の充実
- 2 地域子ども・子育て支援事業の推進
- 3 子育てに関する相談、情報提供の充実

基本目標2 専門的な知識や技術を要する支援

- 1 児童虐待防止対策の推進
- 2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- 3 障害児施策の充実等

基本目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進

- 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

第4章 計画の推進方針

基本目標1 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援

1 教育・保育施設の充実

(1) 量の見込みの算出

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、現在の利用状況や実績、潜在的な利用希望を把握するために実施したニーズ調査(「第2章3」参照)により算出されたニーズ量等を総合的に考慮し算出しました。

●児童人口の推計

単位:人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	9	11	11	11	11
1歳	12	9	11	11	11
2歳	17	12	9	11	11
小計(0～2歳)	38	32	31	33	33
3歳	13	17	12	9	11
4歳	19	13	17	12	9
5歳	23	19	13	17	12
小計(3～5歳)	55	49	42	38	32
6歳	27	23	19	13	17
7歳	18	27	23	19	13
8歳	11	18	27	23	19
9歳	25	11	18	27	23
10歳	21	25	11	18	27
11歳	21	21	25	11	18
小計(6～11歳)	123	125	123	111	117
合計	216	206	196	182	182

※コーホート変化率法により推計

(2) 確保方策と内容

確保の内容は、現状の施設数、定員を継続し、地域型保育施設による確保は見込まないこととします。

<認定区分と提供施設>

区分	認定区分・認定条件	
教育・保育	1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の子どもで、教育を希望する者
	2号認定 (満3歳以上・保育認定)	満3歳以上の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、 保育所などでの保育を希望する者
	3号認定 (満3歳未満・保育認定)	満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、 保育所などでの保育を希望する者

1号・2号		①量の見込み	②確保方策			②－①
			保育所	認定こども園	認可外保育施設	
令和7年度	1号	3	0	10	－	7
	2号	52	0	60	－	8
令和8年度	1号	4	0	10	－	6
	2号	45	0	50	－	5
令和9年度	1号	3	0	10	－	7
	2号	39	0	50	－	11
令和10年度	1号	3	0	10	－	7
	2号	35	0	50	－	15
令和11年度	1号	3	0	10	－	7
	2号	29	0	40	－	11

3号		①量の見込み	②確保方策			②－①
			保育所	認定こども園	認可外保育施設	
令和7年度	0歳	9	11	0	－	2
	1歳	12	20	0	－	8
	2歳	17	29	0	－	12
令和8年度	0歳	11	11	0	－	0
	1歳	9	20	0	－	11
	2歳	12	29	0	－	17
令和9年度	0歳	11	11	0	－	0
	1歳	11	20	0	－	9
	2歳	9	29	0	－	20
令和10年度	0歳	11	11	0	－	0
	1歳	11	20	0	－	9
	2歳	11	29	0	－	18
令和11年度	0歳	11	11	0	－	0
	1歳	11	20	0	－	9
	2歳	11	29	0	－	18

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1)利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

●量の見込みと確保方策

役場保健みらい課を窓口として、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。

【特定型】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

【こども家庭センター型】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

(2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児やその保護者の交流を促す場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、指導・助言、その他の援助を行う事業です。

●量の見込みと確保方策

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育て不安・悩みを相談できるよう、今後も必要な支援を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人回)※	400	400	400	400	400
確保方策(か所)	2	2	2	2	2

※月当たり延べ利用回数

(3)妊婦健康診査

妊婦及び胎児の健康状態、疾病の早期発見や発育を定期的に確認し、健康管理の充実と経済的負担の軽減を目的とした事業です。

●量の見込みと確保方策

少子化の影響により妊婦健康診査を受ける利用者也減少しており、令和6年度では 110 人となっています。計画期間中の量の見込みは 15 人回とします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人回)※	15	15	15	15	15
確保方策	実施場所:群馬県契約医療機関 実施体制:医療機関へ委託 検査項目:厚生労働省の指針に沿って実施 実施時期:通念				

※年間延べ回数

(4)乳児家庭全戸訪問事業

新生児から生後4か月までの期間に、保健師、母子保健推進員等が乳児のいる家庭を全戸訪問し、乳児の健康状態や母親等の精神的不安等、相談しやすい環境をつくることで子育てに対する不安等を軽減することを目的とした事業です。

●量の見込みと確保方策

少子化の影響により乳児家庭全戸訪問を受ける利用者也減少しており、令和6年度では7人となっています。計画期間中の量の見込みは 15 人とします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	15	15	15	15	15
確保方策	実施体制:保健師 実施機関:保健みらい課				

(5)－①養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅に訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

●量の見込みと確保方策

令和7年度より事業実施を予定しており、計画期間中の量の見込みは、1人とします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	1	1	1	1	1
確保方策	実施体制:保健師 実施機関:保健みらい課				

(5)－②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の職員や関係機関等の専門性の強化及び連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及び支援を行う事業です。

【村の方向性】

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業による相談体制や啓発活動を推進するとともに、要保護児童対策地域協議会との連携はもちろん、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業との連携強化に努めます。

(6)子育て世帯訪問支援事業

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設されました。令和6年4月1日から施行されており、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。

●量の見込みと確保方策

本村では、子育て世帯訪問支援事業は実施していません。今後必要に応じて事業の実施を検討します。

(7)子育て短期支援事業

ひとり親等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、保護者の疾病等、一定の事由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童を児童養護施設等で短期入所(ショートステイ)や夜間養護(トワイライトステイ)を行う事業です。

●量の見込みと確保方策

本村では、子育て短期支援事業は実施していません。今後必要に応じて事業の実施を検討します。

(8)ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

●量の見込みと確保方策

本村では、ファミリー・サポート・センター事業は実施していません。今後必要に応じて事業の実施を検討します。

(9)一時預かり事業

【一時預かり事業(幼稚園型)】

幼稚園や認定こども園の在園児を対象に、通常の教育時間外に園児を一時的に預かる事業です。

●量の見込みと確保方策

保育を必要とする子どもが安心して利用することができるよう、サービス提供体制の拡充に努めます。計画期間中の量の見込みは 30 人日とします。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日)*	1号利用	30	30	30	30	30
	2号利用	0	0	0	0	0
確保方策(人日)		840	840	840	840	840

※年間延べ利用人数

【一時預かり事業(幼稚園型以外)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応事業を除く)、子育て短期支援事業】

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

●量の見込みと確保方策

保育施設での一時預かりを継続するとともに、保護者や地域のニーズに応じて事業実施できるよう取り組みを進めます。計画期間中の量の見込みは5人日とします。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)※		5	5	5	5	5
確保方策	一時預かり事業 (幼稚園型以外)	5	5	5	5	5
	子育て援助活動支援事業	0	0	0	0	0
	子育て短期支援事業	0	0	0	0	0

※年間延べ利用人数

(10)延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

●量の見込みと確保方策

保育ニーズを把握し、必要な人員の確保などサービス提供体制の確保に努めます。計画期間中の量の見込みは14人とします。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)		14	14	14	14	14
確保方策(人)		14	14	14	14	14

(11)病児・病後児保育事業

児童が病氣中又は病氣回復期にあって集団保育が困難な期間、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

●量の見込みと確保方策

本村では、病児・病後児保育事業は実施していません。今後も必要に応じて事業の実施を検討します。

(12)親子関係形成支援事業

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設されました。令和6年4月1日から施行されており、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

●量の見込みと確保方策

必要に応じて事業の実施を検討します。

(13)妊婦等包括相談支援事業

令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設され、令和7年4月から施行されます。

妊婦・その配偶者等に対して、面談、その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

●量の見込みと確保方策

事業の円滑な実施に向け、利用者のニーズに応じた支援体制を確保し、安心して相談できる環境づくりに努めます。計画期間中の量の見込みは45人とします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	45	45	45	45	45
確保方策(人)	45	45	45	45	45

(14)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設され、令和7年4月から施行されます。

保育所等において、満3歳未満の乳児又は幼児で、保育所に入所していない子どもに、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、子どもとその保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

●量の見込みと確保方策

令和7年度については事業実施の予定はありません。令和8年度以降の量の見込みは1人日とします。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)※	0歳児	0	1	1	1	1
	1歳児	0	1	1	1	1
	2歳児	0	1	1	1	1
確保方策	0歳児	0	1	1	1	1
	1歳児	0	1	1	1	1
	2歳児	0	1	1	1	1

※年間延べ利用人数

(15)産後ケア事業

令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設され、令和7年4月から施行されます。

産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等(産後ケア)を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するものです。

●量の見込みと確保方策

計画期間中の量の見込みは1人日とします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)※	1	1	1	1	1
確保方策(人日)	1	1	1	1	1

※年間延べ利用人数

(16)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が就労等により昼間家にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

●量の見込みと確保方策

今後、必要性がさらに増すと見込まれる放課後児童クラブは、利用児童数を的確に見込み、できる限り待機児童が出ないように努めます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	1年生	26	23	19	12	16
	2年生	16	26	23	19	12
	3年生	10	16	26	23	19
	4年生	15	10	16	26	23
	5年生	7	15	10	16	26
	6年生	5	7	15	10	16
	合計	79	97	109	106	112
確保方策(人)		79	97	109	106	112
うち、放課後子ども教室と連携して実施		1	1	1	1	1

●放課後子ども教室

学童保育クラブ及び放課後子ども教室の実施に当たっては、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の活用を促進します。

また、保護者や地域のニーズを踏まえ、長期休業日や土曜日等、学校の授業日以外の活動への対応についても検討します。

さらに学校との連携を強化し、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時的な利用を推進します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
整備計画(か所)		1	1	1	1	1
うち放課後児童健全育成事業と一体的に実施(か所)		0	0	0	0	0
うち放課後児童健全育成事業と連携して実施(か所)		1	1	1	1	1

(17)児童育成支援拠点事業

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設されました。令和6年4月1日から施行されており、養育環境等に課題を抱える家庭や、学校に居場所のない児童等に対して当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業です。

●量の見込みと確保方策

必要に応じて事業の実施を検討します。

(18)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育所(園)・認定こども園等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

●量の見込みと確保方策

必要に応じて事業の実施を検討します。

(19)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

●量の見込みと確保方策

必要に応じて事業の実施を検討します。

3 子育てに関する相談、情報提供の充実

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針上の扱い

【産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項】

子育てに対する保護者等の孤立感や不安感を解消することや、出産・育児に対するさまざまなニーズに対応するために、特定教育・保育施設、関係団体などの地域、行政などが連携した相談体制を充実します。また、特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、産後の休業明けや育児休業満了時から利用できる環境を整えるために、情報提供や相談支援等の充実を図ります。

事業名	事業展開	担当課
子育て支援センターおよび子育て世帯包括支援センターの活用	育児等の相談や、他者と交流できる場を提供します。	保健みらい課
こども園における子育て支援の充実	地域の実情に応じたこども園の子育て支援について総合的な活動を実践します。	教育課
インターネット(ホームページ)による育児情報の提供	遊び場や子育て情報を、インターネット(ホームページ)で提供します。	地域振興課 保健みらい課
各種相談窓口の連携強化	総合的な視点から適切な対応ができるよう、各種相談窓口の連携強化を図るとともに、ネットワークづくりを進めます。	保健みらい課 教育課
利用者支援事業の推進	保健みらい課の窓口を中心として、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報提供や相談・助言等を行い、教育・保育施設等の円滑な利用が図られるよう関係機関との連絡調整等を実施します。	保健みらい課 教育課

基本目標2 専門的な知識や技術を要する支援

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針上の扱い

【子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項】

1 児童虐待防止対策の推進

群馬県の令和4年度における児童相談所における虐待相談の受付件数は 1,977 件となっており、相談件数は年々増加傾向にあります。特に令和2年度には 2,000 件を超え、児童虐待の相談件数の増加だけでなく、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を鑑み、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化が重要となっています。

こうした中、本村においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し虐待の発生を予防するほか、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が必要であり、その対応に介入や専門性が必要な場合は、児童相談所などの関係機関との連携を強化し遅延なく対応することが求められています。

(1)関係機関との連携と相談体制の強化

虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止などのために、地域の関係機関の連携、情報収集及び共有により支援を行う、「要保護児童対策地域協議会」の取組を引き続き強化します。

また、児童虐待等に係る相談支援や援助技術などの幅広い知識と技術を向上させるため、本村の相談員と児童相談所職員との連携により相談体制の強化を図ります。

(2)発生予防、早期発見、早期対応

保健センター内に CW(ケースワーカー)等の有資格者の配置を検討し、母子保健活動との統合を図り、地区担当保健師との協働体制を強化します。

また、乳幼児等を対象とした保健福祉サービスを受けていない家庭等においては、関係部署などと連携し、家庭の実態把握に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会において関係機関の間で情報の共有を図り、対応を強化します。

事業名	事業展開	担当課
要保護児童対策地域協議会	児童虐待の禁止・予防・早期発見・対応などを図るため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関が連携を深めながら児童虐待防止対策を強化します。	保健みらい課
乳幼児等健康診査事業	乳幼児に対する健康診査を実施するとともに、児の身体状況や保護者の養育状況等の確認を行い、虐待の早期発見に努めます。	保健みらい課
被害児童へのカウンセリング等の支援促進	児童虐待の早期発見と適切な事件化に勤めるとともに、被害を受けた児童へのカウンセリング等の支援、関係機関との連携強化等を推進します。	保健みらい課 教育課
家庭児童相談室の充実	家庭における児童養育、福祉の向上を図るため、相談業務を行います。	保健みらい課

2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

令和2年の国勢調査によると、本村の母子世帯は8世帯(一般世帯の0.7%)で、父子世帯は2世帯(一般世帯の0.2%)となっています。令和3年度全国ひとり親世帯等調査によると、全国の母子家庭の約86.3%が就労しており、母自身の平均年収は272万円(令和2年)、父自身の平均年収は518万円(令和2年)となっています。また、生活保護を受給している母子世帯及び父子世帯はともに1割弱となっています。このような状況から、特に母子家庭では、子育てをする上で経済的な支援が必要であり、子どもの貧困への対策など多くの問題や「教育・進学」、「しつけ」などの悩みを抱えている現状が見受けられます。このため、ひとり親家庭への支援は、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など総合的な支援を適切に実施していくことに努めます。

事業名	事業展開	担当課
ひとり親家庭生活支援事業の実施	土日・夜間の電話相談、児童訪問援助、ひとり親の情報交換の場の提供等を行います。	保健みらい課
母子(父子)家庭等自立支援推進事業の実施	母子家庭等に対する施策を効果的・効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備します。	保健みらい課
児童扶養手当の支給	離婚などにより、父親と生計を同じくしていない18歳に達する年度末までの児童を監護、養育している母子家庭などに給付します。	保健みらい課
母子家庭等児童就学扶助の充実	母子家庭の児童生徒及び特殊教育諸学校に就学する児童生徒に対して就学助成金を支給します。	教育課
母子(父子)家庭等福祉医療費給付事業の充実	母子(父子)家庭で18歳に達する年度末までの児童を対象とした支援を行います。	住民課

児童手当の支給	子育て世帯の経済的支援を図るため、18歳までの児童を養育している方に児童手当を支給します。	保健みらい課
生活保護制度の充実	生活に困っている人たちに対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な援助を行います。	保健みらい課
公営住宅の整備・供給	子育て世帯が安心して暮らせるよう、公営住宅の整備・供給を進めます。これにより、生活基盤の安定を図り、地域社会の活性化を促進するとともに、子どもたちが健やかに成長できる環境を確保します。	保健みらい課

3 障害児施策の充実等

自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)などの発達障害を含む障害のある子どもが、その可能性を十分に伸ばし、身近な地域で安心した生活を送るためには、年齢や障害等、一人一人の希望に応じた専門的な支援を充実させることが必要です。また、障害の原因となる疾病や事故を予防するための取組、障害等の早期発見・治療を図るための、妊婦や乳幼児の健康診査などを推進することが必要です。

このため、障害の早期発見・治療のための取組を充実するとともに、乳幼児期を含む早期からの相談体制を構築し、各施設や関係機関などとの連携を図りながら切れ目のない円滑な支援の充実に努めます。

事業名	事業展開	担当課
身体障害者居宅介護等事業の推進	障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣して、入浴等の介護、家事等を支援し、障害者の自立と社会参加を促進します。	保健みらい課
障害児教育の充実	障害をもつ児童・生徒が、その個性や能力を最大限に伸ばし、社会的自立が図れるよう特別支援教育の充実を図るとともに、学校や地域との連携を強化し、理解や協力体制を確立します。障害や発達の遅れがある児童・生徒の状況に対応して適切な特別支援学級の設置を推進し、就学援助など障害児の保護者が抱える教育負担の軽減に努めます。	保健みらい課 教育課
障害児保育内容の充実	保育従事者の療育に関する専門知識の向上を図るとともに、障害児に対する保育内容の充実に努めます。	保健みらい課
保育所及び学童クラブにおける障害児保育事業の推進	集団保育が可能な障害児に対する保育事業を推進します。	保健みらい課
重度心身障害者福祉医療費給付金事業の推進	一定の障害に該当する人を支援します。	住民課

身体障害者更正援護施設等に保護する事業の実施	介護者が疾病等を理由に一時的に介護ができなくなった場合に、身体障害者更正援護施設等に保護します。	保健みらい課
LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥／多動性障害)、高機能自閉症等のある子どもに対する総合的な教育支援体制の整備推進	通常の学級に在籍する LD、ADHD、高機能自閉症等のある児童生徒に対して総合的な教育支援体制を整備します。	教育課
障害児の療育訓練機会の拡充	心身に障害や発達の遅れが見られる児童に対して適切な療育訓練や相談・指導を行うために、心身障害児集団活動センターなどの施設の整備を検討するとともに家庭に対して「手をつなぐ育成会」などの支援も推進します。	保健みらい課
児童相談所と保健・医療機関との連携強化	児童相談所による相談機構の充実を図るとともに、適切な療育サービスを提供できるよう関係機関との連携強化を図ります。	保健みらい課
保育所・こども園と療育機関との連携強化	通園施設等での療育訓練の効果があり、集団における保育が望ましい乳幼児に対しては、保育所やこども園などと連携を取りながら発達段階に応じた保育、療育機関の提供を図ります。	保健みらい課 教育課
特別児童扶養手当事業の拡充	一定の障害に該当する20歳未満の児童を養育して、所得が限度額未満の親に対する支援を拡充していきます。	保健みらい課
児童発達支援	身近な地域の障害児支援の専門施設(事業)として、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児、その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応します。	保健みらい課
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	保健みらい課
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。	保健みらい課
医療型児童発達支援	児童発達支援内容に身体状況により、医療の提供を併せて行っていきます。身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供していきます。	保健みらい課

障害児相談支援	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた「障害児支援利用計画」を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行います。	保健みらい課
児童発達支援センター	障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的支援施設として位置づけ、児童発達支援事業所等と緊密な連携を図り、重層的な障害児支援体制の整備を図ります。	保健みらい課

基本目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進

子ども・子育て支援法に基づく基本指針上の扱い

【労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項】

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、子育ての時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間をもつことで、健康で豊かな生活が送れる社会の構築が求められています。

また、働く女性や共働き世帯が増え、就労形態も多様化するなど、個人のライフスタイルや価値観も多様化しています。このため、働きたい人が仕事と生活を両立させるためには、仕事や子育て、家庭生活などバランスのとれた環境が必要であり、子育て支援などの社会的基盤の整備やワーク・ライフ・バランスを実現するための職場環境の改善、労働者・事業主の意識改革など多面的な取組を推進します。

事業名	事業展開	担当課
法その他の関係法律や理解促進に係る広報、啓発の推進	男女ともに、ワーク・ライフ・バランスを実現するために、男性の長時間労働の改善、短縮による家庭生活の分担促進、固定的な役割分担の意識改革、夫婦間等におけるコミュニケーションの促進や労働関係法・制度の周知等の啓発活動を中心とした取組を進めます。	保健みらい課
再就職や再雇用の促進	各種機関で行っている再就職の支援に関する講座、教室のPRに努め、内容の充実を図ります。	保健みらい課

第5章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

本計画は、本村の子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策の推進については、関係各課が連携するとともに、全庁的な体制で取り組んでいく必要があります。

このため、本計画の推進にあたっては、庁内関係各課と連携しながら、事業実施に伴う調整や毎年度の計画の進捗状況の把握と検討、評価に応じて計画の見直しを行います。

また、住民や関係機関・団体等からなる「高山村子ども・子育て会議」を設置し、毎年度の計画の進捗状況の把握と検討を行います。

2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

（１）認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せもつとともに、保護者の就労状況やその変化にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。また、既存の幼稚園などを活用することで、待機児童が解消されるなどの効果が期待されています。

このため国では、地方公共団体、施設、利用者が認定こども園制度に対する理解を深め、認定こども園が利用者に選択されるような普及啓発にかかる施策を推進するとともに、設置に向けた政策的誘導を図っています。

本村においては、子ども・子育て支援新制度による施設型給付制度の活用、令和3年度に幼稚園から認定こども園への移行等により、教育・保育の充実がより一層進んできています。その他、一時預かり事業の推進や土曜日の保育を認定こども園、保育所に区別せず一箇所で行うなど工夫を行い、子どもにとっても保護者にとっても利用しやすい環境の提供に努めていきます。

（２）教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

①公立の教育・保育施設の役割

公立の教育・保育施設は、民間保育所職員に対する研修機能、教育・保育施設間の連携事業の実施や連絡調整など、地域の教育・保育の水準の維持・向上を図るための基幹的な役割を果たすとともに、特に配慮は必要な子どもを対象とする特別な支援、家庭の養育力の低下等による家庭での保育困難なケースへの対応など、教育・保育施設のセーフティネットとしての役割を有します。

②すべての家庭への子育て支援の充実

教育・保育施設の利用の有無にかかわらず、すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業による相談・交流事業など既存の事業の充実を図るとともに、教育・保育などの施設や子育て支援事業などの情報提供、相談・助言などを行う利用者支援事業など新たな事業を推進します。

（３）教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携方策

教育・保育施設は、地域における子育て支援の中核的な役割を担います。一方、原則として3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業においては、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動なども保育に係る重要な要素となってくるため、合同保育・行事参加、園庭開放など、保育内容に関する教育・保育施設による支援が必要であるとともに、発達に遅れがある可能性がある子どもの早期発見やその家族に対する支援、家庭の養育力の低下等への対応などについても教育・保育施設との連携による相談対応が不可欠です。

このため、教育・保育施設は、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要な保育内容などの支援を提供するものとします。

（４）認定こども園・保育所と小学校等との連携方策

すべての子どもが、小学校教育（義務教育）との円滑な接続ができるよう、認定こども園、保育所、小学校との連携を強化します。

本村では、令和4年度より高山村教職員研究会において、保こ小連携班を置くことで、より連携を充実させていきます。

資料編

1 計画策定の経緯

年 月 日	内 容 等
令和6年7月10日(水) ～ 令和6年8月9日(金)	子ども子育て支援事業に関するニーズ調査及び生活状況調査の実施

高山村こども計画

第3期 子ども・子育て支援事業計画
子どもの貧困の解消に向けた対策計画

令和7年3月発行

発 行 高山村

編 集 高山村保健みらい課(保健福祉センター内)

〒377-0702 群馬県吾妻郡高山村大字中山 3410

電 話 0279-63-1311

FAX 0279-63-1310

高山村ホームページ:<https://www.vill.takayama.gunma.jp/>

